

第2回 小田原市教育振興基本計画策定有識者会議

日時：令和4年5月26日（木）

午後1時15分から3時15分まで

場所：小田原市役所3階

全員協議会室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 第1回有識者会議の論点整理について 【資料1】
- (2) 現行の小田原市学校教育振興基本計画の振り返りについて 【資料2、3】
- (3) 新たな小田原市教育振興基本計画の体系について 【資料4、5】
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 第1回有識者会議の論点整理
- 資料2 小田原市学校教育振興基本計画の成果指標に係る評価
- 資料3 小田原市学校教育振興基本計画の取組状況・成果一覧
- 資料4 小田原市教育振興基本計画の体系の考え方
- 資料5 小田原市教育振興計画（原案）
- 参考資料 策定スケジュール

第2回 小田原市教育振興基本計画策定有識者会議名簿

氏 名		所 属 等	備 考
学 識 経 験 者	笠原 陽子	神奈川県教育委員会委員 玉川大学 教師教育リサーチセンター 独立 行政法人教職員支援機構玉川大学センター 担当 客員教授	
	齊藤 ゆか	神奈川大学 人間科学部 人間科学科 教授	
	重松 克也	横浜国立大学 教育学部 学校教員養成課程 社会科教育教授	
市 民	乃美 貴代美	公募市民	
教 育 委 員 会	柳下 正祐	小田原市教育長	
	吉田 眞理	小田原市教育委員（教育長職務代理者）	
	益田 麻衣子	小田原市教育委員	
	井上 孝男	小田原市教育委員	
	菱木 俊匡	小田原市教育委員	
学 校 関 係 者	杉山 尚美	小田原市小学校長会代表者（芦子小学校）	
	磯辺 和彦	小田原市中学校長会代表者（橘中学校）	
	岩崎 明美	小田原市幼稚園長会代表者（報徳幼稚園）	

第1回有識者会議でのご意見、会議後に書面でご提出いただいたご意見を整理。計画に係る論点を次の6点に集約。

※ 大綱(基本目標・重点方針)に係るご意見は、次回(第3回)会議で計画に反映した案を提示する。

● 計画の視点(生涯学習)

- 生涯学習の視点を重視された点は賛同。
- 学校教育から教育に対象を広げ、対象として大人を捉える場合、共に学ぶ姿勢や学びの環境づくりへの支援に軸足を置くことが必要。
- 従来の学校教育振興基本計画の考え方から、生涯学習の視点を取り入れた趣旨を分かりやすく表現することが必要。
- どのような視点で生涯教育を入れるか、その中で学校教育をどう捉えるのか、その関係性を考えないと全部つぶれてしまう感じがする。

● 計画の視点(コロナ関係)

- 新たな計画の中でポストコロナは避けて通れない。それをどう整理し、反映していくかが課題。
- 学校教育も社会教育も含め、様々な教育に関わる部分が中断し、十分に育成されないまま進んでいく状況を含めた内容の整理が必要。
- 学校では、コロナで大変な状況にある中、これまで当たり前に行ってきた教育活動が、子どもたちにとってどれだけ価値があったかを見つめ直している。制約はあるが、子どもたちはたくましく育っている。

● 計画の体系

- 生涯学習の視点、新たな視点を盛り込むことにより、計画のバランスや、全体の枠組みをどうするのか。
- 家庭教育、学校教育、社会教育の3つに分け、それぞれの分野で整理する他市事例もある。3つの教育を連携させていくこともできるので、フレームを広げず、シンプルにわかりやすくすることが大事。

- 家庭教育、学校教育、社会教育の枠組みの中で、それぞれを強調した方が分かりやすいのでは。一括りにすると焦点がぼけてしまう。
- 学校教育と子どもを含む市民が学び成長するための教育などに分けて示し、その関連を説明して全市の計画とするのも一案。
- 市民の学びの環境整備(ソフト、ハード)に特化した計画にすると、多彩な文化を持つ小田原らしさがでるのではないか。

● 計画の表現(言葉の定義・主語)

- 言葉の定義をした方がよい。言葉一つひとつでも違うイメージがあり、その言葉を使う意図を明確にすべき。
- 今まで学校教育の教育振興基本計画だったので、学校に通う子どもを念頭に置いた文体になっている。子どもとともに大人(市民)の両方に配慮した表現が必要。

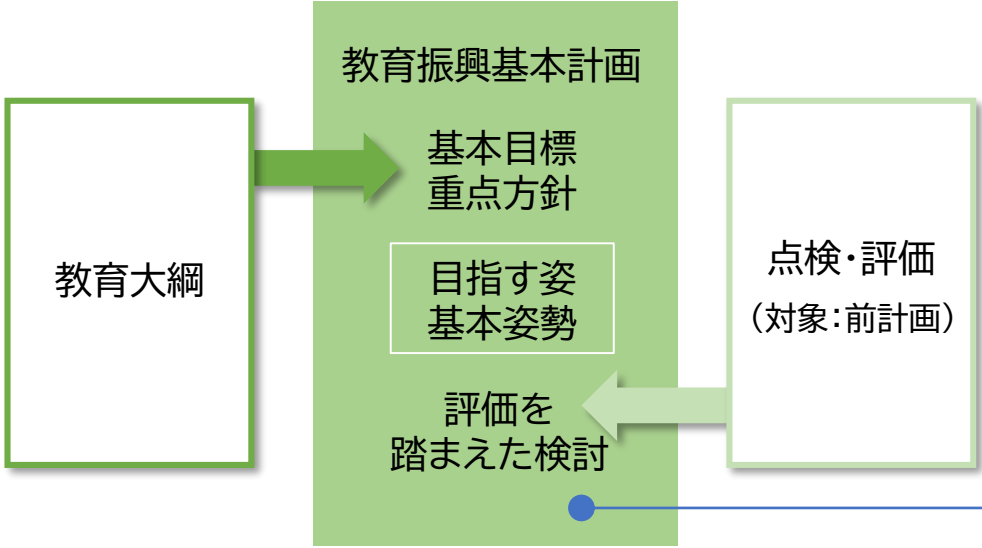
● 計画の総括(成果・課題)

- 計画を更新していくためには、客観的な根拠に基づく施策立案が欠かせない。成果指標の現状把握・検証が必要。
- 前回の学校教育振興基本計画の成果や課題を総括して、これからの計画にどう生かしていくのかという流れが必要。

● 議論の進め方

- 会議で十分に意見が出なかったものについて、何らかの形で意見を提出する手段が必要。
- 委員構成、事務局も学校教育に関わる方が多いようだが、生涯学習や社会教育に関わる担当課との連携が必要。

【参考】検討体制等の整理



教育大綱(総合教育会議)、教育振興基本計画(有識者会議)、の検討とともに、教育委員会事務の点検・評価も連動させながら形にしていく。

【関連した主な動き】

- **第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」**
R4.4から、2030年度を目標年次とした本市総合計画がスタート
- **小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画**
R3年度に、文化振興策や文化によるまちづくりに関する計画を策定
- **新しい学校づくり推進基本方針の検討**
R4年度から検討をはじめ、R5年度末に方針を策定
- **スポーツ振興基本指針の改訂・施設のあり方検討**
R4年度から、スポーツ振興基本指針の改訂、施設のあり方検討に着手
- **第二期子ども・子育て支援事業計画の改訂**
R4年度に、子ども貧困対策計画を包含した計画として改訂

※下線は今年度に検討を進める動き

検討体制 (構成員)	総合教育会議 (教育大綱)	教育振興基本計画策定 有識者会議	教育委員会事務の 点検・評価
市長 教育長	【座長】守屋市長	【座長】柳下正祐 教育長	
教育委員		吉田眞理 委員 益田麻衣子 委員 井上孝男 委員 菱木俊匡 委員	
学識経験者		笠原陽子 氏 齊藤ゆか 氏 重松克也 氏	露木 氏(コーディネーター) 加藤 氏(PTA連絡協議会)
市民		乃美貴代美 氏	
学校関係者		杉山尚美 氏(小学校) 磯辺和彦 氏(中学校) 岩崎明美 氏(幼稚園)	

第1回有識者会議の論点を踏まえた本日の議論

● 現行の学校教育振興基本計画の振り返り …議題(2)

- 現行計画で掲げた成果指標の評価や、計画に位置付けた取組の成果等について共有。
- 現行計画の振り返りについては、7月に予定する教育委員会事務の点検・評価においても議論いただき、有識者会議において議論する計画内容に反映していく。

● 新たな教育振興基本計画の「計画体系」 …議題(3)

- 第1回有識者会議での議論を踏まえ、生涯学習の視点を加えたことに伴う計画の構成案をお示しし、その構成とともに、社会状況の変化や教育をめぐる現状・課題についてもご議論いただく。
- 計画体系は、並行して検討を進める教育大綱のフレーム(基本目標・重点施策)をスライドして位置付けるとともに、施策において、学校教育と社会教育(家庭教育含む)のマトリクスにより、内容(施策や取組)を整理していく方向性。

● 新たな教育振興基本計画の「目指す姿」 …議題(3)

- 現行計画では、目指す子ども像と子どもの育ちを支える姿を掲げているが、生涯学習の視点を加えたことに伴い、子どもに限らず全世代に向け、教育が目指す人間像としていく必要があることから、原案をお示しし、その内容についてご議論いただく。加えて、計画推進の基本姿勢についてもご議論いただく。



本日の議論を踏まえ、次回(第3回)会議で、**計画素案**を提示

小田原市学校教育振興基本計画の成果指標に係る評価

No.	目指す子ども像等	指標	目標値 (R4)	H30年度～R3年度までの実績	実績値の考察
				[グラフの凡例] 目標値: — — — 小学校: ● 中学校: ▲ 小中平均: ✕	
1	自ら考え表現する力	友達と話し合う時、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができる児童生徒の割合	90%以上		学習指導要領の全面改訂に伴い、令和元年から「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善が進み、各学校で対話を取り入れた授業実践が行われた結果であると考ええる。引き続き、教職員の職員研修支援を充実させ、授業改善を推進していく必要がある。
		授業で学んだことを、他の学習や生活に生かしている児童生徒の割合	85%以上		多少の低下傾向である。学習したことを生活に生かしたり、児童生徒の思考過程から発展的な学習をする場面を積極的に作っていくことが今後も求められる。
2	命を大切にする心	自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	85%以上		体験活動や行事を通して、様々な人やものとの関わり、学習以外の場面で自分のよさに気づくという機会が、減っていると考えられる。感染拡大防止を徹底しながら、前向きにそうした機会を保障していく必要がある。
		いじめはどんなこと理由あってもいけないと感じている児童生徒の割合	100%以上		「学校いじめ防止基本方針」のもとに、いじめの初期段階から積極的に認知し、未然防止に取り組んできた。数々の研修会や連絡会を行ってきたが、引き続き100%を目指し、取組を進める必要がある。
3	健やかな心と体	朝食を毎日食べている児童生徒の割合	95%以上		ほぼ横ばい傾向である。朝食の大切さについて児童生徒や保護者の理解の定着が高い割合で図られていると考えられる。これまでの取組を継続し、さらに割合を高めていくための工夫が必要である。
		運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	95%以上		4年前に比べ割合が低下している。運動やスポーツに親しむ子も多いる一方で、新型コロナウイルス感染拡大の懸念からステイホームの傾向が強まっている。中学校では「日常的に読書をする」項目が全国を上回る結果からみても、インターネットなども含め室内で楽しみをもつ児童も増えていると考えられる。
4	ふるさとへの愛	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	50%以上		4年前に比べ達成目標に向けて伸びが見られた項目である。授業で「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」という項目に肯定的な回答をした児童生徒は75%おり、課題解決的な学習の取組の成果が要因の一つと考えられる。
		今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	60%以上		全国でも低下の傾向が見られ、新型コロナウイルス感染拡大により、様々な地域行事が中止になったことが影響していると考えられる。今後さらに地域・学校・家庭との連携を図り児童生徒の育ちを支える環境づくりを進めていく必要がある。

No.	目指す子ども像等	指標	目標値 (R4)	H30年度～R3年度までの実績	実績値の考察
				[グラフの凡例] 目標値: — — — 小学校: ● 中学校: ▲ 小中平均: ✕	
5	夢への挑戦	ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある児童生徒の割合	95%以上		令和元年度の結果では低下の結果になっているが、今後も家庭や学校で粘り強く取り組む姿を見守る・励ますなど、児童生徒の主体的な活動を大切にする教育の推進が必要だと考える。
		将来の夢や目的を持っている児童生徒の割合	90%以上		夢や目的が持てるような体験・出会いが減っていることなどが、夢や目的を持つことが困難な要因と考えられる。人・もの・こととの接点や出会いを大切にした取組を推進していく必要がある。
6	おだわらっ子の約束	毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	85%以上		策定時よりも、肯定的な回答の割合が増えている。中学校において改善が見られ、規則正しい生活を送ることのよさについて、小学校段階から系統的に教えていった効果が伺える。授業の中でも、「おだわらっ子の約束」でも、引き続き扱い続けていくことが大切だと考える。
		友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる児童生徒の割合	95%以上		学習指導要領の全面改訂に伴い、令和元年から「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善が進み、各学校で対話を取り入れた授業実践が行われた結果であると考えられる。対話を成立させるためにも、話す・聴くのリールやマナーは必須であり、今後も「おだわらっ子の約束」と共に、指導を続けていく必要がある。
		学校のきまりを守っている児童生徒の割合	95%以上		小学校で低下傾向にある。「おだわらっ子の約束」で掲げるきまりを守ることの大切さについて、道徳教育を通して理解できるように家庭と協力して指導していくことが求められる。

※計画策定時から令和3年度までの数値は、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から転記した。
 ※当該年度の調査から質問事項が除外され、把握できなかった項目は除外した。
 ※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されなかったため、令和元年度の達成状況を記載した。

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
(各校) 教育指導課	学 ぶ 力	学力向上の 推進	○各校の実態や特色を生かした学力向上プランを推進する。 各校で行う児童生徒の学力向上策の一つとして、全国学力・学習状況調査の結果や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価などを基に、児童生徒の学習面における課題と成果を明確にする。そして、その後の学習活動の重点と具体的な取組目標を定めた「学力向上プランを」作成する。 また、このプランをスタートにPDCAサイクルを活用し、次年度の新たな学力向上プランを作成する。	各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進	各校で行う児童生徒の学力向上策の一つとして、全国学力・学習状況調査の結果や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価を踏まえ、各校で児童生徒の学習面における課題と成果を明確にし、学習活動の重点と具体的な取組目標を定めた「学力向上プラン」を作成して、学力向上の推進に取り組むことができた。	「学力向上プラン」を立てることによって、各学校の実態や特色を生かした取組が実行できた。	各校の実態や特色を生かして学力向上を図れるようにしていく。	継続実施
教育指導課	学 ぶ 力	学力向上の 推進	○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上に生かす。 児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、その教科正答率やアンケートなどから見える成果や課題等を市ホームページに公開する。 また、「全国学力・学習状況調査の結果分析に係る学校訪問」を中学校区ごとに実施し、教員全体の教科指導の意識を高める。 更に、各校においては全国学力・学習状況調査の結果について独自に分析を行い、校内研究の一部に位置付けるほか、中学校区での連携した学力向上に取り組むなど、日頃の学習活動に役立てる。	全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用 ステップアップ調査のモデル実施	児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、その教科正答率やアンケートなどから見える成果や課題等を市ホームページに公開した。 また、各校において、校内研究の中で、結果をもとに成果と課題を明らかにし、学習指導の改善を図るようにつづることができた。 令和3年度からは、児童生徒一人ひとりの学力の伸びを捉えることができるステップアップ調査のモデル実施を開始した。	令和2年度・3年度は、研修相談員が学校の要望に応じて、全国学力・学習状況調査の調査問題をもとに、今求められる学力について考える研修会を実施し、日ごろの授業改善に役立てることができた。 令和3年度からモデル実施を開始したステップアップ調査については、今後の調査結果の蓄積とその分析により、指導方法の改善や個別最適な学びの実現に寄与することが期待される。	引き続き、全国学力・学習状況調査やステップアップ調査の結果から成果や課題を明確にし、学力向上に生かしていけるようにする。	継続実施
(各校) 教育指導課	学 ぶ 力	学力向上の 推進	○授業研究の充実を図る。 各校では、学習指導要領に基づき、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育む授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進める。 そのために、指導と評価の一体化や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努める。 また、教育委員会は、各校の研究成果を他の学校や市民に広く公開できるように取り組んでいく。	授業研究の充実	各校では児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育む授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進めるため、校内研究などで、指導と評価の一体化や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努めてきた。 また、教育委員会は、各校の研究成果を他の学校に広く公開できるように取り組むとともに、各校の希望に応じて指導主事を派遣し、指導助言を行った。	各校の校内研究を充実させるために講師を招聘したり、夏期を中心に他校の校内研究会に参加できるように研究日を共有したりし、授業力向上の機会が得られるように工夫できた。	引き続き、各校で校内研究を推進するための、講師派遣・指導主事派遣をする。	継続実施
(各校) 教育指導課	学 ぶ 力	学力向上の 推進	○市推薦研究事業に取り組む、成果を各校に還元する。 教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について校内研究に取り組む学校を推薦研究校に指定し、その研究の推進を図る。 推薦研究校は、授業研究や外部講師を招いた研究会等を積極的に市内の学校に公開し、教委員の資質向上に努める。	市推薦研究事業	教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について校内研究に取り組む学校を推薦研究校に指定し、その研究の推進を図った。 平成30年度・令和元年度は、授業研究や外部講師を招いた研究会等を市内の学校に公開し、教職員の資質向上に努めた。令和2年度・3年度はコロナ禍において、授業公開を積極的に行うことができなかったが、研究紀要の全校配付を通して、市内各校へ実践成果を共有した。	推薦指定研究校においては、大学の講師を招聘して、学校の実情に応じて具体的な指導助言をしてもらうなど、充実した資質向上のための研究会が行うことができた。	今後も、教育内容及びその指導に関する諸問題について研究する推薦研究校を指定し、その研究の推進を図る。	継続実施
教育指導課	学 ぶ 力	学習指導の 充実	○多文化理解教育と外国語教育の充実を図る。 世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手(ALT)を配置し、ALTを活用した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図る。 小学校には、令和2年度の高学年の外国語科・中学年の外国語活動全面実施に伴い、専門知識を持った英語専科非常勤講師の配置を目指す。 また、伝統文化の学習に必要な教材や教具の整備の推進、小中学校が連携して取り組める外国語学習に関する教材の開発に努める。	外国語教育推進事業 外国語教材等の作成	世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーションを育成するため、外国語指導助手(ALT)を業務委託し、令和2年度からALTを増員した。また、小学校に英語専科非常勤講師を配置し、外国語教育を推進することができた。 一部の学校ではICTを活用し、海外の学校との交流を実施できた。	外国語指導助手(ALT)、英語専科非常勤講師の配置により、外国語教育の充実を図ることができた。	ALT、英語専科非常勤講師の適切な配置日数について検討していく。 ALTについては契約形態や選定業者について検討していく。 ICTを活用した海外との交流について実施校の拡大を図っていく。	継続実施
教育指導課	学 ぶ 力	学習指導の 充実	○個に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。 子どもの学力向上を図るため、少人数指導やチームティーチングなどの指導体制をとり、児童生徒にきめ細かな指導を行う。 教職員の配置は、国・県の定める教職員定数に沿って行うが、小学校では、きめ細かな指導を充実させるために児童数35人を超える学級の多い学校に少人数指導スタッフを配置する。 また、中学校では、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができるよう、人員を配置する。	少人数指導スタッフの配置 中学校教科非常勤講師の配置	少人数指導スタッフについては、これまでの児童数35人を超える学級の多い小学校への配置に加え、令和3年度小学3年生において、新たに35人学級を実現するための少人数指導スタッフを配置した。児童一人ひとりに教師の目が行き届き、きめ細かな指導支援が可能な体制をとることができた。 中学校においては、県が配当する教職員定数では対応が困難な教科について、専門性を持った教員を配置することができた。	少人数指導スタッフを配置することで、少人数指導やチームティーチングによる指導が可能となり、教師の目が行き届きやすくなり、一人ひとりにきめ細かな指導が行うことができた。 中学校教科非常勤講師の配置により、専門性を持った教員を配置することができるとともに、教職員の受け持つ授業時間数の軽減にもつながった。	国の配置に先行して、令和4年度以降、段階的に35人学級に移行し、令和6年度に小学校全学年において35人学級を実現させる。(令和4年度は小学4年が35人学級対象) また、小学校への専科教員の配置については、国においても推進する方向であることから、その動向に注視していく。	継続実施

所属	9つの重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
教育指導課	豊かな心	情操教育の充実	○質の高い芸術や豊かな自然に触れる体験の充実を図る。 児童生徒が芸術文化に触れ、体験することで豊かな感性や感覚、表現力を育てる。 「おだわらっ子ドリームシアター」や芸術家の小中学校訪問(アウトリーチ事業)など、質の高い芸術・文化作品に触れ、体感する取組を推進する。 また、市内小中学校音楽会や美術展等の児童生徒の豊かな感性を育てる行事や部活動、豊かな自然に触れる集団宿泊体験を支援する。	おだわらっ子ドリームシアターの開催 小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催 自然観察会の開催 宿泊体験学習の実施	「おだわらっ子ドリームシアター」は、小学校4年生全員を対象とし、劇団四季の寄付により実施してきた。体験できた児童や教職員からも「大変良かった。」という声が多かった。新型コロナウイルス感染症の影響から、寄付を受けることが困難な状況となったこと、感染対策上の制限などから、令和2年度の実施を見送った。令和3年度、劇団四季の事情により、休止となった。 また、中学校音楽会は令和2年度・3年度は感染拡大防止のため中止となったが、中学校美術展、部活動などは、児童生徒の豊かな感性を育てる活動として、感染対策を講じながら実施した。	小学校図工展は、WEBで開催するなどICTの活用によってできるだけ鑑賞できるよう環境を整えた。 感染拡大防止の観点を大事にしつつも、時期や方法等を工夫しながら、児童生徒の豊かな感性を育てる活動となった。	児童の創造的な感性を育むとともに、道徳的な価値観を養う情操教育は重要なものであるが、新型コロナウイルス感染症への対応や、教育課程編成を圧迫しないような事業の実施方法を検討する必要がある。 (学校へのアウトリーチ事業(文化政策課)の積極的活用等)	見直し・改善
文化政策課	豊かな心	情操教育の充実		文化創造活動担い手育成事業	小学校・中学校に芸術家を派遣し、子どもたちが質の高い芸術(音楽、バレエ、ダンス等)に触れ、その楽しさや面白さに気づき、創造力や感性を刺激する。毎年20校前後の応募があり、多くの児童生徒が鑑賞し学校からの評価も高い。	【開催実績】 H30:30校、R1:24校、R2:19校、R3:16校 ※令和3年度は、小田原三の丸ホールが開館となったため、近隣校を対象にホールでの特別アウトリーチも開催した。	対象児童を児童5・6年から全学年に変更し、鑑賞の機会を増やす。	継続実施
青少年課	豊かな心	情操教育の充実		指導者養成研修・派遣事業	指導者養成研修事業は、高校生からを対象とした段階かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、資質向上を図った。 指導者派遣事業は、小学校や地域が実践する体験学習に指導者を派遣し、子どもたちに、感動や体験を得られる機会を提供するとともに、指導者研修受講者の実践する機会を図る事業展開を行った。	指導者養成研修及び派遣事業については、研修時期を捉えた充実したプログラム及び指導者研修受講者の実践の場を設け、より多くの若者に体験学習機会を提供した。 【指導者養成研修実績】 H30:8講座 69人(31人)、R1:8講座 62人(19人) R2:7講座 66人(11人)、R3:6講座 45人(8人) ※()内は、10・20代の人数 【指導者派遣実績】 H30:19校・1,234人、R1:11校・883人 R2:12校・875人、R3:12校・648人 ※R2・3年度はコロナ感染症のため中止したプログラムあり。	引き続き、体験学習等の充実に努めて行く。	継続実施
教育指導課 (各校)	豊かな心	道徳教育の充実	○特別の教科 道徳の教育活動の充実を図る。 学校における道徳教育では、特別の教科 道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、意図的・計画的に道徳教育を推進する。 その中で、児童生徒に思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていくなどを育むため、積極的に外部指導者の活用を図るとともに、社会、自然、環境、地域の中での体験活動を充実させる。	道徳教育の充実	小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から特別の教科 道徳の授業を実施している。答えが一つではない道徳的な課題を児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合える授業となるよう、「考える道徳」「議論する道徳」へと質的転換を図っている。 また、各校の道徳教育は、道徳教育推進教師を中心として、特別の教科道徳を要とし、教育活動全体を通じて取り組んだ。	各校での道徳教育を通じて、児童生徒に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことに寄与した。	道徳教育の充実に向けて今後も取り組んでいく。	継続実施
教育指導課 (各校)	豊かな心	人権教育の充実	○人権意識を高める教育活動の充実を図る。 「小田原市人権施策推進指針」を踏まえ、子どもたちの「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」や「命や人権を尊重する心」の育成を目指し、人権教育の推進を図る。 学校における人権教育では、各校ごとに人権教育推進計画を作成し、各教科での授業をはじめ、総合的な学習の時間や特別活動など教育活動全体を通じて行う。	人権教育の充実	各学校において、人権にかかわる概念や人権教育で目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解したうえで組織的・計画的に取り組むよう、各校の推進計画と実施報告により実態把握した。	計画と振り返りにより、各教科のみでなく、学校教育活動全体をととした教科横断的な取組により、人権教育の推進が図られた。	各校による計画と実施報告の作成に引き続き取り組む。	継続実施
総務課	豊かな心			平和事業(学校訪問講和会)の開催	体験者の高齢化により、講師を派遣することが困難な状況であったが、平成28年度から神奈川県「戦争体験を語り継ぐ次世代継承事業」を活用し、市内小学校への講師派遣を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から講話会を中止したが、令和3年度は、オンライン開催という形式で事業を実施することができた。	当該講話会を通して、生徒一人ひとりが戦争の本当の恐ろしさや悲惨さ、怖さを知ることができ、平和や命の尊さについて考える機会となっている。 【開催実績】 H30:15校(1,035人) R1:19校(1,139人) R2:新型コロナウイルス感染症のため中止 R3:15校(855人) ※オンライン開催	今後も体験者の高齢化の影響を受けることが懸念されることから、デジタルアーカイブの活用など、様々な手法を取り入れ事業を展開していく。	継続実施
教育指導課	豊かな心	人権教育の充実	○人権の啓発活動の充実を図る。 児童生徒や保護者を対象に「人権教育移動教室」を開催するなど、人権尊重の精神を育む取組を推進する。 また、人権教育の諸問題について、教職員の資質と実践力の向上を図るとともに、児童生徒への人権教育推進に役立てるために、「人権教育研修会」を開催する。	人権教育移動教室の開催 人権教育研修会の開催	児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催した。 教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催した。	人権教育移動教室では、児童生徒の振り返りの文章などから、講師の説明により人権尊重意識の高まりが見られる。 人権教育研修会では各分野の講師を招聘し、専門的な見地から話をしていただくなど、教職員の人権意識の向上に寄与した。	引き続き、各分野の専門的な講師を招聘し、教職員の人権に関する知識習得や人権感覚を高めることに努める。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
教育指導課	豊かな心	人権教育の充実	○いじめ防止のための対策を図る。 いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、小田原市いじめ防止基本方針に基づき、小田原市いじめ問題対策連絡会及び小田原市いじめ防止対策調査会を設置している。これらの組織により、いじめ防止対策に係る学校・地域の関係諸機関の情報共有や協議等のほか、教育委員会におけるいじめ防止対策についての研究をするとともに、重大事態が発生した場合の調査などを行うこととしている。 更に、小中学校においては、「学校いじめ防止基本方針」の下に、いじめの初期段階から積極的に認知し、未然防止に取り組む。	小田原市いじめ問題対策連絡会の開催 いじめ予防教室(令和元年度～)	いじめの防止等に関し、学校と地域の関係機関等が連携した取組を円滑に進めるため、小田原市いじめ問題対策連絡会を開催した。 更に、いじめの未然防止を図るため、令和元年度よりいじめ予防教室を実施している。令和3年度までに、小学校18校、中学校4校で実施した。	いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う絶対に許されない行為であるとの認識が定着してきている。 学校のいじめ認知件数が増加しており、早期対応早期発見につながっている。	今後もいじめ問題対策連絡会やいじめ予防教室等、様々な取組を通していじめ防止に努める。	継続実施
教育総務課	豊かな心			小田原市いじめ防止対策調査会の開催	不登校重大事態の発生に伴い、調査を行った。本市初となる重大事態調査(平成31年1月21日諮問)では、学校・教育委員会に対する各種提言を受けたが、特に「法的対応と支援対応を分離する」との提言は、本市の今後の対応に生かすべき重要な内容と受け止めている。 また、令和3年度には、「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方」について、諮問している。	調査会委員からは法的、心理的な面など様々な立場からアドバイスを受けるとともに、学校での経験値向上に資するよう、学校にフィードバックするなど、いじめの再発防止に取り組んだ。	引き続き、実施する。	継続実施
教育指導課	豊かな心	読書活動の充実	○読書習慣の定着を図る。 「小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・図書館等が連携し、児童生徒の発達段階に応じた読書活動を推進する。学校司書や図書ボランティアと連携した読み聞かせや朝読書、ブックトークなど図書の紹介等により児童生徒の読書に対する意欲と関心を高める。	学校司書や図書ボランティア、図書館との連携の推進	学校司書の配置により、図書室環境を整え、児童生徒一人ひとりの興味に対応した本を紹介する等、読書への関心を高めた。 朝読書や図書ボランティアによる読み聞かせ、本の紹介等の学習活動を通して読書に親しむ態度を向上させた。	朝読書や読み聞かせの活動を継続することで、本に親しむ児童生徒の育成につながっている。	今後も読書活動の充実に向けて、取組を継続していく。	継続実施
図書館	豊かな心			図書館学習イベント開催事業 子どもの読書活動推進事業	「第二次小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、ボランティア団体の協力により「読み聞かせ」の実施や発達段階に応じた図書の紹介(ブックリストの作成・配布)、「読書活動推進講演会」を開催して、児童生徒の読書習慣の定着を図った。 また、図書館への来館を促し、図書に触れる機会を増やすために「図書館を使った調べる学習コンクール」等のイベントを開催した。	コロナ禍で開催できなかった事業もあったが、「読書活動推進講演会」の動画配信など、読書習慣の定着に向け、できるだけ継続して取り組むことができている。 【イベント等開催状況】 読書活動推進講演会参加者数 H30:50人、R1:33人、R2:動画配信、R3:36人 図書館を使った調べる学習コンクール応募数 H30:108点、R1:83点、R2:14点、R3:41点 よみきかせ(開催回数・参加者数) H30:122回・1,393人 R1:106回・1,164人 R2:開催中止、R3:78回・561人	図書館学習イベント開催事業と子どもの読書活動推進事業を読書推進・図書館利活用促進事業に統合して事業展開していく。	継続実施
教育指導課	豊かな心	読書活動の充実	○学校図書館の充実を図る。 より良い学校図書館を目指し、学校司書を配置するとともに、学校図書の充実を図る。 学校司書は、教職員や図書ボランティアなどと連携を図りながら、図書の紹介や学習と関連させた図書の配置、蔵書の管理など学校図書館環境の充実に務め、児童生徒や教職員の授業支援、学習支援に取り組む。	学校司書の配置	子どもの読書活動を推進するため、蔵書の整理や子どもや教師への読書相談、学習支援等を業務とする学校司書を全ての小中学校に配置した。 雇用形態は市の直接雇用とし、全校に週2日配置した。 市の直接雇用としたことにより、4月から学校への配置が可能となったことや学校司書と教職員の連携がしやすくなったことにより、子どもへの学習支援や読書相談が充実した。	学校図書館の環境を整えることで、児童生徒の読書活動の充実につながっている。	学校司書について、より良い人材の確保が求められること、勤務日数の増加について学校現場からの要望が大きい。 当面は現状を維持していく。	継続実施
教育総務課	豊かな心			学校図書の整備	予算を配当し、学校図書を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	より良い学校図書館を目指し、学校図書の購入等を迅速に行うことで、読書活動を充実させることができた。	今後も読書活動の充実のため、学校図書の整備を継続していく。	継続実施
教育指導課	豊かな心	児童生徒指導の充実	○生徒指導体制の充実を図る。 生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施等により教職員の指導力の向上を図る。 また、問題発生時には、臨機応変に対応・指導をするほか、子どもの心に十分に寄り添い、思いを受け止めながら、より良い学校生活について生徒が前向きに考えられるような支援を行うため、必要に応じて中学校へ生徒指導員を派遣する。 各校では、個々の教職員が計画的・組織的に役割を発揮し、生徒指導体制の充実を図る。	生徒指導員の派遣	多様化する生徒指導の課題に対応するため、必要としている中学校へ生徒指導員を派遣し、生徒の心に十分寄り添いながら、生徒の気持ちを受け止め、抱えているストレスを和らげるとともに、より良い学校生活を送ることへ当該生徒が前向きになるように、教職員と協力しながら指導する体制を構築した。	生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施等により教職員の指導力の向上を図ることで、子どもの心に寄り添いながら、思いを受け止めて、学校生活をより良く送れるように一緒に考えながら支援をしていくようにした。 中学校へ生徒指導員を派遣することで教職員の負担減につながった。	生徒指導上の課題が事業開始当時と変化してきており、求められる生徒指導員の資質も変わってきている。 現状の課題に合った人材の確保や適正人員について検討していく。	見直し・改善
(各校)	豊かな心	児童生徒指導の充実	○関係諸機関との連携を図る。 児童生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的に、様々な問題の未然防止や早期解決を図るため、学校と警察署、少年相談・保護センター青少年相談センター、児童相談所などの関係諸機関と連携して、児童生徒の支援・指導をしていく。	学校警察連携制度の運用	学校警察連携制度の活用を通して、児童生徒及び保護者が様々な機関と関わることで多面的な多目的な支援を行うことができ、本人が抱える課題の早期発見や事件事故の未然防止につながるように取り組んだ。	学校と警察署、少年相談・保護センター青少年相談センター、児童相談所などの関係諸機関と連携により、児童生徒の健全育成、家庭との連携が円滑に進めることができた。	今後も児童生徒の健全育成のために学校連携制度の利用を各校に推奨し、問題の未然防止や児童生徒の抱える課題の早期発見につなげていく。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
(各校) 教育指導課	健やかな体	学校体育・部活動の充実	○学校体育の充実を図る。 全小中学校で実施する新体力テストの効果的な実施や、小学校体育大会等の体育的行事、日常における体育授業の充実等を図る。 また大学等と連携した体力・運動能力向上指導員の派遣や著名なアスリートの小中学校派遣などを通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。 更に、運動・スポーツへの興味関心の向上及び親しむ態度の育成を目指す。	新体力テストの実施 アスリート派遣の実施	児童生徒一人一人の体力・運動能力、運動・スポーツへの興味関心の向上と、親しむ態度の育成を図るため、体力・運動能力指導員の派遣による運動や遊びに関する指導助言や、オリンピック等の著名なアスリートや大学教授等の派遣による講話や実技指導等を実施した。 体力テスト結果が徐々に向上し、平成30年度・令和元年度の結果では全国及び県の平均と比較して上回るようになったが、令和3年度の結果は、コロナ禍の影響による学校臨時休業、体育や部活動を実施できないことや、各種事業を中止したため、全国及び県の平均を下回った。 小学校体育大会は、令和元年度からの英語必修化、学校行事の見直しにより中止とした。	大学等と連携した体力・運動能力向上指導員の派遣や著名なアスリートの小中学校派遣などを通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ることができた。更に、運動・スポーツへの興味関心の向上及び親しむ態度の育成に寄与した。	体力・運動能力指導員や著名なアスリート派遣を事業を継続して実施していく。	継続実施
			○部活動を支援する。 中学校の部活動においては、学校の実情に合わせ、より専門性を生かした指導ができるよう、教職員の指導をサポートする地域指導者を派遣するとともに、部活動指導員の配置を検討するなど、質的な向上を目指す。 また、生徒が自主的・自発的に参加できる部活動となるよう、顧問や指導者向けの研修会の実施等、部活動の適正化を促す取組を進める。	部活動地域指導者の派遣	中学校部活動の活性化を図るため、部活動指導員や部活動地域指導者を派遣し人的なサポートを行うとともに、中学校体育連盟に対し大会開催費、派遣選手の交通費等に係る費用に対する助成を行った。 指導員等の派遣により、生徒は専門性の高い技術指導を受けることができるとともに、教職員の負担軽減につながった。 学校教育の一貫として部活動が正しく取り扱われるように指導者(顧問・地域指導者・部活動指導員)向けの研修会を実施した。	専門性のある部活動指導員の派遣及び地域指導者派遣を活用することで、部活動の質的な向上を目指すとともに教職員の負担軽減にもなっている。 また、市部活動方針の策定および改定により健全な部活動の在り方について市で共通理解を図っている。	地域の優れた人材を確保しながら、学校の実情に合わせ、必要な部活動指導員の派遣をしていく。 ただし、引き続き、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を注視していく。	
			○学校給食の充実を図る。 地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を継続し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指す。 また、郷土食や伝統料理などの食文化に継承した、小田原ならではの献立づくりを推進する。 更に、学校給食に係る事務の透明性の向上や学校の事務負担の軽減等を考慮し、給食費の公会計化の導入を進める。	地場産物の利用促進 給食費公会計化の導入	1月の学校給食週間を中心に地場産物を使用した「小田原献立」や11月には、小田原かまぼこを使用した「かまぼこ献立」を全校で実施した。また、令和3年度には姉妹都市の取組として「八王子ラーメン」を実施した。 和食の日を各学校で設け、市内業者からかつお節等を納入し、献立に取り入れた。 小田原市学校給食費等に関する条例の制定、給食費管理システムの導入、学校給食費検討委員会の開催等により令和3年度から給食費の公会計化を実施した。	栄養バランスを考えた献立作成を行うとともに、地場産物を活用した小田原ならではの学校給食による健やかな体づくりを図った。	引き続き、学校給食の充実を図る取組を行っていく。	
学校安全課	健やかな体	食育の推進、学校給食の充実	○食に関する指導の充実を図る。 各校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かした、食に関する授業の充実を図る。 また、食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校において引き続き実施する。 更に、料理教室、学校給食展などを開催し、成長期の子どもに望ましい食習慣を身に付ける大切さを啓発する。	弁当の日の実施 子ども料理教室の実施 学校給食展の実施	各学校において年間指導計画に基づく食に関する授業を実施した。また、中学校においては、夏休みの課題での実施も含め各校で「弁当の日」の取組を行った。 子ども料理教室については、小学4年生以上を対象に、一人でも簡単に朝食を作ることができる料理教室を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染防止のため、子ども料理教室は開催せず、電子レンジを使った簡単なレシピを紹介する動画による配信を行った。	食に関する授業を通して、食育の充実を図るとともに、成長期の子どもに望ましい食習慣を身につけることの大切さを周知して、健やかな体づくりを目指した。	引き続き、食育の充実を図る取組を行っていく。	継続実施
				弁当の日の実施	栄養教諭を中核としたネットワークを活用し、教材や資料を提供し、食に関する授業の充実を図った。また、弁当の日の実施により、児童生徒の食への関心を高め、食材や食に関わる人々への感謝の気持ちを育んでいる。	栄養教諭を中核としたネットワークを活用し、食に関する授業等の充実を図ることが、食育の推進へとつながった。	引き続き食に関する指導の充実を図っていく。	
学校安全課	健やかな体	食育の推進、学校給食の充実	○安全・安心な学校給食を提供する。 学校給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食用食材について、放射性物質検査を実施する。 また、衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を行うとともに、給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため給食調理員や学校給食関係者を対象とした研修を実施する。	学校給食用食材等の放射性物質検査の実施 学校給食調理業務の委託化の推進	給食に使用する食材の安全性を確保するため、民間の検査機関に依頼し、月に1回、旬の食材を中心に放射性物質検査を実施している。 学校栄養職員及び給食調理員、受入れパートを対象に衛生管理の徹底を図るため、手洗いの大切さや食中毒予防、異物混入防止、労務災害発生防止についての研修会を行った。 学校給食調理業務の委託化については、令和元年度に曽我小学校、報徳小学校を、令和3年度に三の丸小学校、早川小学校を実施し、令和6年度に建て替えに併せ調理業務を委託する学校給食センターを除く単独調理校20校及び共同調理場3場で全てで委託化を終了した。	給食用食材の放射性物質検査や異物混入事故防止、作業中における怪我の注意喚起を行うことで、安全・安心な給食の提供を図ることができた。 学校給食調理業務の委託化については、民間活力を導入し、効率的な学校給食事業による安全・安心な学校給食の提供を通じて健やかな体づくりを図った。	引き続き、安全・安心な学校給食の提供を図る。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
(各校安全課)	健やかな体	学校保健の充実	○健康管理体制の充実を図る。 日常の健康観察、定期健康診断を実施するとともに、早期発見・早期治療が特に必要とされる腎疾患・心疾患・脊柱側弯症については、精密検査と専門医による判定会を開催し、健康管理体制の充実に努める。 また、子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた保健指導に努める。	定期健康診断事業 腎疾患・心疾患・脊柱側弯症の精密検査の実施と判定会の開催	学校保健安全法に基づいて児童生徒の定期健康診断を実施した。特に心疾患・腎疾患・脊柱側弯症の健診終了後、専門医による判定委員会を実施し、早期発見・早期治療に努めた。 成長期にある児童生徒の肥満ややせの傾向を判定するために成長曲線や肥満度を活用した成長の評価を行い、生活習慣の確立に向けた保健指導を実施した。	児童生徒の疾患が早期に発見され、適切な治療に結び付くとともに、児童生徒が自らの健康への取組意識を高め、心身ともに健康な学校生活を送ることができている。 【定期健康診断の実施率】 R1～R3:ほぼ100%	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施
(各校安全課)	健やかな体	学校保健の充実	○保健体育を推進する。 不確かな性情報の氾濫などにより性に対する関心や性衝動の発現が早期化の傾向にあるため、専門医や学校医、養護教諭等による性教育検討委員会において、学校現場、医療現場の実際を踏まえた指導の在り方等について協議する。 また、生徒、保護者を対象に医師や助産師などの専門職による講演会を開催し、性に関する正しい知識や感染症に関する知識の普及を図り、他人への思いやりや命の大切さを思う心を育む。 更に、健全な身体づくりのため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止その他の生活習慣病予防に資する教育、がん教育などを推進するとともに、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルス、インターネット依存など多様化・深刻化する児童生徒の現代的健康問題に対して、家庭への講演会を行うなど意識啓発を図る。	性教育講演会の実施 性に関する指導の手引き	性に関する関心や性衝動の発現が早期化の傾向があるため、専門性を持った医師等が生徒及び保護者に対して講演会を開催し、性についての正しい知識(生命の尊重・男女の思いやり・性感染症・エイズへの正しい知識・LGBTについて)等の普及を図り、他人に対する思いやりの大切さ等を学んだほか、「性に関する指導の手引き」を各校に周知して、性に関する教育の充実を図った。 学校保健会及び教育委員会では、関係機関より発出された生活習慣病の改善に対して食生活や運動、喫煙、薬物乱用防止など様々な通知や資料などを学校に送付し、活用を促した。	性教育講演会に対して、受講した中学生からは役に立った等、多くの感想が寄せられており、性に関する正しい知識の普及が図られている。 【性教育講演会実施校数】 R1:8校、R2:7校、R3:11校 ※R1・2はコロナ禍の影響による中止した中学校あり。	性教育講演会の講演内容については、引き続き、それぞれの学校からの希望に沿うものとし、オンライン開催の検討も含め、個々の学校の状況に応じた講演とする。	継続実施
(各校安全課)	健やかな体	学校保健の充実	○口腔衛生の向上に努める。 う歯(むし歯)・歯肉炎等、歯科疾患対策の一環として、全国小学生歯磨き大会への参加や、歯科医師会と取り組む歯磨き指導など、口腔衛生の向上に努める。 また、よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールな開催するなど、歯科保健の意識啓発を図る。	歯科保健事業の推進 よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールの開催	小学1年生を対象に正しい歯のみがき方を習得させるため、歯科刷掃指導事業を小田原歯科医師会に委託している。小学1年生に対して正しい歯のみがき方を指導することで、虫歯の件数が減り効果が出ていると考えているが、データはない。 歯科保健の意識啓発を図るために、よい歯の学校、図画ポスター、標語コンクールを開催した。	歯科疾患対策事業の一環として、児童に正しい歯のみがき方を習得させ、もって学校歯科保健の向上・増進に寄与している。 【歯科刷掃事業実施校数】 R1:25校 R2:コロナ禍の影響により、プリントの配付のみ R3:コロナ禍の影響により、未実施	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施
教育総務課	生活力	子育て支援の充実	○就園前の幼児と保護者の交流を推進する。 核家族化の進展や近隣関係の希薄化により子育てについて安心して相談できる人や場所が減少しているため、未就学児を含む地域の保護者の相談の場として幼稚園を活用する。 また、園開開放に合わせて子育てに関する相談を受けるなど、地域の保護者とのコミュニケーションを図る。 更に、子どもたちのそれぞれの発達の段階に応じた適切な保護者の関わりを促すなど、質の高い支援を進める。	子育て広場支援事業	市立幼稚園の園庭開放等により地域の子育て支援の充実を図った。	市立幼稚園は、地域のシンボリックな施設であり、市立幼稚園を活用した地域の子育て施策は、地域住民にとっては、安心のある、また利用しやすいものであったと考える。	引き続き、地域の子育て世帯の支援に取り組む。	継続実施
(教育指導課)	生活力	子育て支援の充実	○地域住民との交流を推進する。 子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要となっている。園児が地域に出かけていくとともに、保護者や地域の方々にも積極的に幼稚園活動に参加してもらうことで、地域全体で取り組む教育環境づくりを進める。 また、ボランティアを積極的に受け入れ、様々な人との交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育む。	地域、スクールボランティアとの連携の推進	幼稚園と地域をつなぐスクールボランティアコーディネーターを中心として、各園で保護者や地域の方々との交流を行っている。 令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数でのボランティアなど工夫をして取り組んでいる。	スクールのボランティアの活用を通して、保護者や地域の人々が関わることで、子どもを見守り育む意識が醸成され、子どもの健やかな育ちにつながった。	今後も、子どもの育ちを保護者や地域が一体となって支える仕組みを継続していく。	継続実施
(教育指導課)	生活力	子育て支援の充実	○体験学習の充実を図る。 学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等を通して、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むとともに、地域の方々の協力等により生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、地域の良さや自然の持つ力への気づきを育む取組を推進する。	体験学習の充実 教育ファーム	学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等の実施が、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むことにつながっている。また、地域の方々の協力により、生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、地域の良さや自然の持つ力への気づきを育んでいる。	各校の体験学習の充実が、子ども達の心を豊かにし、地域で子ども達の生きる力を育てることにつながった。	引き続き、各校の体験学習の充実を図っていく。	継続実施
青少年課				指導者養成研修・派遣事業 体験学習事業	学校や世代を超えた、日頃体験できない様々な体験学習を通じ、子どもに自主性、自立性、協調性、積極性を育む事業を実施した。	体験学習については、希望者が定員を上回るような好評を博した事業があり、多くの市内児童が体験学習を通じて学びを得られた。 (「あれこれ体験in片浦」定員:60人→120人)	今後も実施方法やプログラムの見直しを行いつつ、事業の充実を図っていく。	
教育総務課	生活力	子育て支援の充実	○児童に適切な遊びと生活の場を提供する。 価値観の多様化や社会環境・経済環境の変化に伴う共働きに就労世帯の増加等により、放課後の児童の安全な居場所が必要となっている。 また、就労以外にも就学、出産、長期の疾病、親族の介護等の事情により、家庭において放課後の適切な見守りができない場合があるため、こうした児童を対象にした安全・安心な生活や遊びの場として放課後児童クラブを運営する。	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	年々増加する放課後児童クラブの利用希望に対応するため、学校との調整等によりパソコン室をクラブ室として改装するなど環境整備に努め、待機児童ゼロを継続している。 また、令和2年10月から、民間委託による運営を開始し、開所時間の拡大、入退室システムの導入や生活プログラムの向上などを実施した。	開所時間の拡大や生活プログラムの充実などによりサービスが向上し、働く子育て世帯に、より利用しやすいものとなった。	委託先として市内事業者の育成に努める。	継続実施
(教育指導課)	生活力	キャリア教育の充実	○職業観や勤労観を養う教育活動の充実を図る。 未来を創る子どもたちが、現在や将来の生き方を考え行動する態度や能力と、望ましい職業観や勤労観を備えた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成するために、各校で取り組む職業体験などのキャリア育成を支援する。	小中学校が連携したキャリア教育の推進	各校で取り組む職業体験などのキャリア育成を支援し、現在や将来の生き方を考え行動する態度と、望ましい職業観や勤労観を備えた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成した。 また、令和2年度にキャリアパスポートを作成し、小学校から中学校まで引継ぎなど活用を推進をした。	職業観や勤労観を養う教育活動であるキャリア教育の充実を図ることが、子どもたちが生き方を考え、社会人、職業人として自立できる資質や能力の育成につながった。	引き続き各校のキャリア教育の充実を図っていく。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
（各校） 教育指導課	生活力	キャリア教育の充実	○地域人材・企業・大学との連携を図る。 地域産業界や大学等と連携・協力を図り、多くの児童生徒がその知見に触れ、実務を体験する機会を持てるように、各校の取組を支援する。	地域企業・産業・大学との連携の推進 地域、スクールボランティアとの連携推進	職業体験の受け入れや職業講話の実施など、地域企業、産業との連携は継続している。また、学生ボランティア派遣を推進しており、多くの児童生徒が様々なヒト・コト・モノとの関わる機会が増大した。	地域・企業・大学等の人材と児童生徒が触れ、その知見に触れる機会をつくることが、児童生徒のキャリア教育につながった。	引き続き地域・企業・大学等との連携を図っていく。	継続実施
（各校） 教育指導課	生活力	環境教育の充実	○環境問題への理解を深める。 「小田原市環境基本計画」を踏まえ、地域の実態や児童生徒の発達の段階に応じて、各教科や領域など、学校の教育活動全体を通して、本市の特性を十分に活用し、環境問題への理解を深める学習を推進する。 また、児童生徒が生涯を通して、単に知識を習得するだけでなく、省資源・省エネルギーなど、環境を守るための具体的な行動に取り組むことができるよう、関係諸団体や行政機関等が連携した学習機会を提供する。	地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進	地域の清掃活動への参加やエコキャップ、ブルタブの回収など環境保全のための活動へについて情報を提供し、参加を促した。 各教科や総合的な学習の時間の中で、SDGsや環境問題を取り上げ、探究的・体験的に学習した。 給食の牛乳パック回収については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止しているが、積極的に行ってきた。 また、環境保全活動に関する地域、諸機関からの情報などについての周知に努め、各学校へ発信した。	多くの学校では、清掃活動(グリーン酒匂)や環境美化活動(地域清掃や美化作業)では、数百人単位で参加した。 学校によっては、地域の関係諸機関と連携して、菜の花栽培などの環境保全活動の一環に参加している。	引き続き環境問題への理解を深めることができる取組について情報提供するとともに、関係諸機関との連携を図っていく。	継続実施
環境政策課	生活力	環境教育の充実	○環境保全活動の充実を図る。 学校現場での生ごみたい肥化を推進し、花壇や学校農園で活用するとともに、夏の暑さ対策としてのグリーンカーテンづくり等身近な環境改善に努める。 また、菜の花栽培から菜種油を作ることや、それらの廃食幼油を軽油の代替燃料にすること、間伐体験やその材の利用などを通して、資源の循環や森・里・川・海の連環について考える機会を提供する。	小学生を対象とした環境学習	主に市内小学生を対象に、「夏休み子ども環境教室」や「省エネ研修会」、「親子で自然観察会・じゃがいも栽培体験」など実施した。 また、令和3年度については新型コロナウイルス感染防止の観点から、一部オンラインを活用し実施した。	市内で環境活動を実践している団体のかたを、各講座の講師として依頼することで、子どもたちが身近な環境活動に触れる機会を増やし、環境保全活動に係る次世代の担い手育成にも繋げていく。 【R3環境学習の実績】 夏休み子ども環境教室：2回 省エネ研修会：1回 親子で自然観察会・じゃがいも栽培体験：1回	引き続き、環境学習講座の回数を増やして実施していく。	継続実施
教育指導課	生活力	情報教育の充実	○情報活用能力を育成する。 将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められる。 アクティブ・ラーニングの視点にたった様々な教科の学習活動において、ICT機器を効果的に活用した学習を実践する中で、情報機器や情報技術を主体的に使いこなす力を育成する。 一方、社会の急速な情報化の進展に伴い、ソーシャルネット・ワーキング・サービスが普及し、これらを巡るトラブルなども児童生徒に正しい情報の取り扱いや情報を取り扱うことへの責任など情報モラル教育を推進していくことは必要不可欠であり、学校だけでなく、家庭や地域と連携して推進する。 また、児童生徒だけでなく、教職員の情報活用能力の向上のための情報教育研修を充実させる。	携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室 家庭への啓発活動 情報教育研修会の開催	令和2年度にICTを活用した教育の推進計画を作成し、ICTを学習の道具として使い、個別最適な学びと協働的な学びが実現できるようにした。 「小田原市情報モラル教育の手引き」を令和3年度に作成し、各校に周知した。	今後のICTを活用した教育推進のベースを整えることにつながった。	家庭でのICTを活用した学習を推進する。 各校情報モラル教育担当者等を対象とした研修会を開催する。	継続実施
教育指導課	生活力	情報教育の充実	○プログラミング教育を推進する。 各校では、各教科等の特質に応じて、自分が意図した処理をコンピュータに行わせるよう指示する体験や、そのためにどのような命令の組合せが必要であるかなどを考えることを通して、児童生徒の「プログラミング的思考力」を育成する。	プログラミング教育の教材を導入	小学校でのプログラミング教育がスタートした令和2年度には市主催の研修会を2回開催した。 令和3年度から本格運用している学習ネットワークにおいて、プログラミング教材「アーテックロボ」を各校に導入した。	各校でプログラミング教育を行うことができる環境を整えた。 【実績】 アーテックロボ/各校に8台導入 研修会参加者/30名	プログラミング教材活用の研修を継続する。	継続実施
教育指導課	生活力	防災教育の充実	○発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。 児童生徒へ市独自の防災教育用パンフレットを配布するほか、各校・園の防災計画や避難訓練がより実効的なものとなるよう、学校防災アドバイザーを派遣する。 また、各校では地震、火災、津波、風水害など、災害時の判断力や行動力を児童生徒の発達の段階に応じて育むため、防災教育の充実を図る。 更に、地域の実情に応じた災害発生時の行動や心構えなど、地域と協調した実践的な指導を行う。	防災教育パンフレットの活用	自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、小中学生向けの防災教育用パンフレットを作成した。 また、希望する園や学校に対して学校防災アドバイザーを派遣し、児童生徒への防災に関する講話や学校防災計画に対する助言をした。防災や安全に対する児童・生徒の意識を高めたり実践力を養うほか、学校の防災計画の見直しにつながった。中学校に対し、自治会ごとに開催する防災訓練への参加を促した。園児・児童・生徒を引き取る訓練を、各中学校区内で同一日に実施するようにした。	防災教育パンフレットの活用や、学校防災アドバイザー派遣実施が、児童生徒の災害発生時における判断力や行動力の育成につながった。	各学校の地域性や立地条件にあった学校防災計画の見直しを図られており、今後も継続して実施していく。	継続実施
（各校） 防災対策課	生活力	防災教育の充実		防災教育、避難訓練の内容の改善・充実	学校からの要請により、防災部職員を派遣して防災教室を実施した。また、広域避難所となっている小中学校において、地域と連携し、広域避難所運営委員会を開催した。	防災教室では、ハザードマップを活用し、地域内の災害リスクの把握や、地域の実情に応じた災害発生時の行動や心構えなどの啓発に取り組むことができた。 【防災教室の実施状況】 R1:5回(373名) R2:7回(1,512名) R3:12回(744名)	引き続き、防災教育の啓発に取り組んでいく。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
教育指導課	生活力	安全教育の充実	○安全・防犯教育の充実を図る。 学校生活や登下校時、学校行事等において、安全に行動するための適切な態度や行動がとれる児童生徒を育成する取組を充実する。 また、安全教育研修会の開催等により教職員の意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めるとともに交通安全教室の開催等により学校関係者や保護者、児童生徒に対して交通安全に対する意識の向上を図る。	安全教育研修会の開催 (県主催事業のみ)	令和2年度より各学校の安全計画を回収して、学校安全教育についての点検を行った。 また、安全計画及び避難訓練についての指導・助言をし、安全教育の充実を図った。	安全に関する計画の作成し見直しすることが、安全に関する児童生徒、教職員の意識の向上につながった。	引き続き安全教育の充実を図っていく。	継続実施
地域安全課	生活力	安全教育の充実		交通安全教室の開催 交通安全ポスターコンクールの実施	交通安全教育指導員により、幼稚園や保育所、小学校を対象とした交通教室を開催した。 交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図ることを目的に、小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールを行った。	交通教室及びポスターコンクールの実施により、学校関係者や保護者、児童生徒の交通安全に対する意識の向上を図ることができた。 【幼稚園・保育所・小学校・中学校における交通教室】 H30:155回、R1:145回、R2:58回、R3:137回 【ポスターコンクール応募総数】 H30:334人、R1:344人、R2:174人、R3:264人	交通教室、ポスターコンクールともに事業を継続する。	継続実施
(各校) 教育指導課	家庭教育	家庭教育への支援	○家庭の教育力向上に向けた支援に努める。 学校・家庭・地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力の向上に努める。 特に、子ども一人ひとりが基本的な生活習慣を身に付けていくことや、子どもの自己肯定感や豊かな情操、知的好奇心を育むことなどを家庭の役割と捉え、市長部局と連携して保護者や教職員を対象とした研修会を開催し、啓発に努める。	家庭の教育力向上に向けた取組	各校において、保護者にも学校の教育理念を理解してもらい、互いに連携していくために、学校のグランドデザインの配付や、学校のホームページや学校便りでの発信などの取組を行った。 また、小学校を中心に「おだわらっ子の約束」を機会があるごとに家庭に配付し、一人ひとりの基本的な生活習慣を身に付けられるよう理解の促進を図った。	ホームページの更新などが、各学校で工夫して行われており、学校のグランドデザインや個々の取組が適宜発信されている。	今後も継続し、更に学校からの情報発信に努め連携・協力していく。	継続実施
生涯学習課	家庭教育	家庭教育への支援		PTA研修事業 家庭教育学級事業	PTAの研修事業において、学校に通う全ての子どもたちの健全育成を目的として、保護者と教師とが協力し、子育てへの理解を深め、活動していくことの意義、充実の仕方について周知を図った。 家庭教育学級の講座を通して、各学校・園の実態に即して、家庭教育の知識や技能を高める取組に努めた。	PTAを通した組織的な家庭支援の在り方について、PTA研究集会、成人教育等担当者研修会を通じて啓発することで、意識の高まりにつながった。 「家庭教育講演会」において、子どもを見守る視座の大切さを周知することで、家庭とともに地域における関わりの重要性を認識し、子育て環境の広がりをもたらすことができた。	PTA研修事業、家庭教育学級事業の更なる深化とともに、「おだわらっ子の約束」の普及啓発を強化することで家庭教育支援の充実を図る。	継続実施
(各校) 教育指導課	家庭教育	家庭学習の推進	○家庭学習を支援し、子どもの学習習慣を育む取組を推進する。 全国学力・学習状況調査からも、家庭において児童生徒が自ら計画を立てて学習に取り組むことが課題となっている。 そこで、児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭習慣の充実を図る取組について保護者とともに考え実践していくことに努める。	家庭学習の手引きの作成 「おだわらっ子ドリル」の作成	各学校では、学校での学習の様子をお便り等で発信していくとともに、「懇談会」や「家庭学習の手引き」等を通して、児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭習慣の充実を図る取組について保護者に伝えている。 平成30年度・令和元年度、研究所のプロジェクト研究で、「おだわらっ子ドリル」を作成し、全校で活用できるようにした。	「おだわらっ子ドリル」をホームページにも掲載し、学校だけでなく家庭でも活用できるよう環境を整備した。	学習指導の充実及びICT教育の推進の中で、家庭との連携を進めていく必要があるため、家庭学習の手引きやドリル等の在り方を見直し、改善を図っていく。	見直し・改善
教育総務課	就学前教育	幼児教育の充実	○教育内容と教育環境の充実を図る。 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、生活習慣の基礎や規範意識が培われるよう支援するとともに、幼児一人ひとりの成長や発達に応じた教育内容の充実を図る。	教職員研修 預かり保育の拡充 市立幼稚園での3歳児保育の検討	幼稚園職員の研修の充実を図り、職員の質の向上に努めたほか、酒匂幼稚園、下中幼稚園で延長保育を実践した。 市立幼稚園における3歳児保育の導入については、私立幼稚園との連携及び役割分担に鑑み、現状のままでは実施しないこととした。	幼稚園職員の様々な研修や自己研鑽により、子ども主体の教育活動が実践され、変化の激しい社会の中で生きていく園児の、学習に向かう力の基礎を高めた。	引き続き、質の高い教育の実践に取り組む。	継続実施
子ども教育 青少年総務支援課	就学前教育	幼児教育の充実	○早期発達支援の充実を図る。 幼少期から個性や多様性を認め、伸ばす教育を推進するため、関係諸機関と連携を図り、各園に臨床心理士等の専門家を派遣し、幼稚園教諭に助言・指導を行う。 また、市立幼稚園においては、支援を必要とする園児に対して介助教諭等を配置するなど、園児が安全・安心に生活できる教育環境を整える。	早期発達支援事業	それぞれの特性に配慮した適切な教育を行うため、臨床心理士等の専門職が幼稚園教諭に助言をし、より良い支援方法や環境設定等について検討し園内で共有した。 また、各家庭や関係機関との情報共有を積極的に行い連携の強化を図った。	支援が必要な児童に対する支援方針を検討することで、心と体の育ちや自己肯定感の向上に繋がった。	引き続き、就学前の支援を充実させ、より良い園生活が送れるよう取り組んでいく。	継続実施
(各園) 教育総務課	就学前教育	幼児教育の充実	○市立幼稚園と私立幼稚園、保育所との連携を推進する。 公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を生かし、質の高い幼児教育の実現に向け私立幼稚園や保育所と連携を図る。	市幼稚園教育研究会の開催 幼児教育・保育の質の向上に向けた意見交換会	令和元年度「幼児教育・保育の質の向上に向けた意見交換会」に着手し、公立、民間、幼稚園、保育所の垣根を越え、教育、保育に携わる職員の合同研修の土台づくりに努めた。	民間園との連携と役割分担が益々求められる中、「子ども」を中心に据えた議論について、公民一体となって取り組むスタートが切れた。	民間園との連携と役割分担を、これまで以上に強めていく。	継続実施
教育指導課	就学前教育	幼児教育の充実	○小学校への円滑な接続を推進する。 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確化し、小学校教師とその共有、連携を図り、小学校教育へスムーズに適応できるよう、幼稚園・保育所と小学校との交流の機会を設け、幼保・小の一層の連携を図る。	幼保小連携推進事業	小学校以降の学びを見通した幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、中学校区を単位とした幼保小の交流・連携を図った。 子どもの発達と学びの連続性を確保する幼保小の接続の具現化に務めた。	各中学校区を単位として、教員の立場ごとの意見交換や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりとした就学前連絡会等、円滑な接続を図るための連携に取り組むことができた。	今後も、幼保小中の教育活動がつながるように、連携を充実させていく。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
教育総務課	就学前教育	幼保一体化の検討	○認定こども園の早期設置について検討する。 幼児教育施設の配置は、社会状況の変化に伴う子育て世帯の保育ニーズや地域バランス等を考慮することが必要である。このため、認定こども園の早期設置について検討する。	認定こども園の早期設置の検討	令和3年度末、前羽幼稚園、下中幼稚園の統合による橘地域認定こども園の整備について、地域調整を完了した。	橘地域には、保育所がない状況も踏まえ、地域における幼保の就園施設の整備の道筋を付けることができた。	橘地域認定こども園の整備を円滑に進めていく。	継続実施
保育課	就学前教育	幼保一体化の検討		橘地域の認定こども園の早期設置の検討	橘地域の認定こども園整備について、令和2年度末に市方針案を示し、令和3年度から橘地域の幼稚園保護者、子育て世帯にヒアリングやアンケートを実施するなど地域調整を行った。結果として、自治会や住民説明会において一定の理解を得ることができたことから、令和4年度から基本計画に取組み、事業を推進していく。	橘地域の認定こども園整備により幼保一体化を推進し、質の高い教育・保育を提供できる環境を整備する。	引き続き、橘地域の認定こども園整備を推進していく。	継続実施
教育総務課	就学前教育	幼保一体化の検討	○幼稚園と保育所の連携を推進する。 保育の実践内容の交流や情報交換などを行う合同研修会や公開保育の開催、合同(交流)保育等の取組を通して幼稚園と保育所の連携を推進する。	公立幼稚園職員、保育所職員間の合同研修	令和2年度、「公立幼稚園職員、保育所職員間の合同研修」に着手し、認定こども園開設に向け、園職員による課題解決の土台づくりに努めた。	認定こども園ほか、各園での教育、保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育園それぞれが持つ知見の共有に取り組んだ。	組織の統合や人事の一本化を含め、引き続き、幼保一体の取組を進める。	継続実施
教育指導課	学校教育	教職員の資質の向上	○教職員研修の充実を図る。 OJTの取組として、各校に指導主事を派遣し校内研修を充実させるほか、研修相談員によるパワーアップ研修を充実させるなどして、教職員が職場を離れることなく、一人ひとりの資質を高める研修体制づくりを推進する。 また、教育研究所による教育情報の提供や、教材の収集、教職員からの相談に対する助言等により、学校、教職員を支援する。 更に、教師としての専門性と人間性を高める場として、「おだわら未来学舎」を開催し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供する。	職員研修支援事業の充実 教職員研修の工夫・改善 「おだわら未来学舎」の開催	各校の校内研究や新任者の研究授業等に指導主事を派遣するほか、研修相談員によるパワーアップ研修を実施するなど、教職員の授業力向上に向けた取組を実施した。また、各校で研修するための研修資料の提供、教職員からの相談に対する助言等行うなど支援した。 年間4～5回「おだわら未来学舎」を実施し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供した。様々な分野の講師を招き、教職員の専門性や人間性を高める機会となった。	校内研修を実施し、所属する教職員同士の協議や指導主事による指導助言等により、授業力をはじめとする教職員の資質の向上につなげることができている。	各校の要望に合わせて指導主事を派遣し、校内研修の更なる充実を目指す。	継続実施
教育指導課	学校教育	教職員の資質の向上	○教職員の健康対策を推進する。 学校保健法に基づく教職員の定期健康診断を行うとともに、健康診断に代わる人間ドックへの助成及びメンタルヘルス受診への助成を行う。 また、教職員の多忙化解消に向け、夏季休業期間の閉庁日の導入など働き方改革に向けた取組を検討する。 更に、教職員の超過勤務調査を実施し、健康に不安のある場合には医師による面接指導を実施するなど、教職員が心身ともに健康に勤務できる体制を整備する。	定期健康診断、産業医の派遣、教職員衛生委員会の開催、在校等時間管理システムの運用	毎年、授業がない夏季休業期間に県費及び市費の教職員を対象に健康診断を実施している。また、メンタルヘルスチェックは令和2年度から全職員が受診することとなった。 教職員の多忙化解消に向け、学校閉庁日の導入、システム電話の導入、スクール・サポート・スタッフの配置(令和3年度より県費負担)、在校等時間管理システムの導入等、働き方改革に向けて取り組んだ。	教職員の心身の健康を保持するとともに、教職員の負担を軽減することにつながり、児童生徒と向き合う時間の確保につながっている。	教職員が心身ともに健康で勤務できるよう、教職員の超過勤務時間等を注視し、働き方改革に向けた取組を更に推進していく。	継続実施
(各校) 教育指導課	学校教育	教職員の資質の向上	○教職員の不祥事防止に努める。 各校で日ごろからヒヤリ・ハットの事例を意識し「報告・連絡・相談」を確実に実践するとともに、毎月の不祥事防止チェックリストによる自己点検と啓発を行う。	不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成	校長に対して定期的に教職員の不祥事防止に向けた指導を行った。 また、市教委作成の不祥事防止日常点検チェックリストによる確認を全教員が実施することや、学校が不祥事防止会議等で活用できるよう県作成の資料を送付すること等、不祥事防止に向けて啓発を行った。	定期的に不祥事防止に向けた取組を行うことで、教職員の意識の向上につながっている。	教職員の不祥事の根絶に向けて、今後も不祥事防止に向けた啓発を行っていく。	継続実施
(各校) 教育指導課	学校教育	子どもと向き合う時間の確保	○ICTの活用を図る。 校務支援システムを更に充実させ、教職員が行っている文書管理や会議などを効率化し、授業準備・教材研究等の時間を確保するとともに、より一層、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努める。	保存文書の共有化	教育ネットワークシステムにより、文書の共有を行うとともに、成績や保健情報を管理することにより、教職員の負担軽減につなげた。	教職員の負担軽減ができることで、児童生徒と向き合う時間の確保につながった。	教育ネットワークシステムの運用。 令和5年度に更新予定。	継続実施
(各校) 教育指導課	学校教育	子どもと向き合う時間の確保	○会議や研修会等の効果的な運営に努める。 教育委員会で開催する会議や研修会、所調査の実施は、その内容を精査し、教職員の負担軽減を踏まえて計画する。 また、その趣旨を各種調査や研修等を主催する他団体に対しても働きかける。	研修会や所調査の精選 会議の効果的な運営	会議や研修会の開催方法については、研修内容により集合開催、紙上開催、ICT機器を活用したりリモート開催など使い分けて実施した。 諸調査を学校に依頼する際は、調査内容を精選し、教職員の負担軽減を踏まえて実施した。	集合開催が紙上開催やリモート開催等になったことにより、教職員の会場までの移動時間がなくなり、子どもと向き合う時間の確保につながった。	会議や研修会の内容、各種調査を更に精査し、教職員の負担軽減につなげていく。	継続実施
教育指導課	学校教育	教育課題を明らかにする調査・研究の推進	○今日的な教育課題を研究する。 学校教育における教科指導や児童生徒の生活に関する諸課題の調査・研究を継続的に行い、研究成果を教職員の指導力向上や資質向上につなげ、学校教育の充実に努める。	教育研究所機能の充実 教育研究所所報の発行	教育研究所所報を年2回発行した。また、ICTに係る内容については、所報臨時版を令和3年度までに50回発行した。 【共同研究】 H30～31:「ICTを活用した授業作りに関する究」、「小学校外国語の授業と評価に関する研究」 R2～3:「児童生徒が主体的に取り組む特別活動に関する研究」 R3～4:「ICTを活用した個別最適な学びに関する研究」、「ICTを活用した協働的な学びに関する研究」 【プロジェクト研究】 H30～31:「おだわらっ子ドリルの作成」	所報臨時版の発行は、校務ネットワークの掲示板に掲出し、教職員に直接伝えることができたので、ICTを活用した教育の推進につながった。	令和5年にはICTを活用した教育についての公開研究会を予定。	継続実施
教育指導課	学校教育	教育課程の改善・充実	○学校運営の改善に努める。 保護者や地域の方による学校評価や自己評価を定期的に実施し、学校運営の組織的・継続的な改善を図るとともに評価結果を公表することで、学校・家庭・地域の連携協力により学校づくりを進める。	学校評価の実施	教職員による自己評価や保護者などの学校関係者による評価などを定期的に行い、改善策などを明確にすることで、運営の改善に努めた。	自己だけでなく、関係者も定期的に振り返りを行い、改善策を明確にすることで、学校運営の改善に寄与している。	引き続き自己評価や関係者評価に取り組む。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
（教育指導課） （各校）	学校教育	教育課程の改善・充実	○社会に開かれた教育課程を実現する。 教科横断的な視点や家庭や地域等との連携を重視し、各校の実態に応じたカリキュラム・マネジメントを実施することにより、社会に開かれた教育課程を実現する。	カリキュラム・マネジメント推進の研究	校内研究などで学校訪問をし、社会に開かれた教育課程の実現に向けたカリキュラム・マネジメントについて指導助言を行った。	校内研究や教育課程研究会などを通して周知したことで、教科横断的な視点からの取組や家庭や地域等との連携を重視した取組が実行できた。	今後も継続して指導助言していくことで、更に地域への周知を広げていく。	継続実施
教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○個別の教育的ニーズに応じた人的配置に努める。 特別支援学級、通常の学級及び校内支援室等において、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教員の補助として適切な支援を行う個別支援員や指導員、スタディ・サポート・スタッフを配置するとともに、医療的ケアの必要な児童生徒のために、看護師資格のある支援員を配置する。 また、家から外に出ることが難しい児童生徒の家庭を対象に、家庭訪問による本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員を中学校に配置する。 更に、日本語指導を必要とする、外国につながるのある児童生徒に対して、学習面や生活面における支援を行う協力者を学校に派遣する。	個別支援員の配置 不登校生徒訪問相談員の派遣 日本語指導等協力者の派遣	特別支援学級及び通常の学級に在籍する様々な課題がある児童生徒に対して、適切な支援を行うため、教員の補助者として、個別支援員を配置している。医療的ケアの必要な児童生徒には、看護師資格のある支援員を配置している。 また、不登校児童生徒を対象に、学校と連携しながら家庭訪問を実施し、本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員を派遣している。 更に、外国につながるのある児童生徒が、学校内でより良い人間関係を構築し、学習ができるように支援するため、日本語指導協力者を派遣している。	個別支援員等の配置により、支援を必要とする児童生徒を見守る人数が増えたことで、一人ひとりに合わせた支援の充実を図ることができた。 また、不登校児童生徒の家庭へ訪問することにより、児童生徒が学校生活へ復帰することができたり、児童生徒やその保護者が、学校以外の機関へのつながりを持つことができた。 更に、外国につながるのある児童生徒が、日本語の文化や授業で理解できなかったことなどを学習することで、良好な人間関係を築けたり、学習面での不安を和らげたりすることができた。	特別支援級在籍児童生徒数は増加見込みであり、個別支援員の増員が必要である。 不登校訪問相談員は、配置がない中学校区でも対応できるよう運営していく。 日本語指導を要する児童生徒は増加の傾向にあり、派遣回数等を増やす必要がある。	継続実施
教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○個に応じた学びの場の設定による指導の充実を図る。 共に学び、共に育つことを前提とし、その時々を教育的ニーズに応じた適切な学びの場を設定するとともに、個別教育計画に基づき長期的な見通しの下、個々の成長が実感できるよう指導の充実にも努める。 また、特別支援学級、通級指導教室、教育相談指導学級、校内支援室それぞれの指導者の専門性を高める。	ニーズに応じた通級指導教室等の設置	コミュニケーションやことばの課題に対する適切な指導や支援を行うために通級指導教室を設置している。また、通級指導教室の指導者の専門性や知識を高めるため、定期的にケース検討会等を開催している。	ケース検討会や研修会を開催することで、指導者の専門性を高めることができた。	今後も指導者の専門性等を高めるために定期的ケース検討会などを開催していく。	継続実施
（教育指導課） （各校）	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○就学相談の充実にも努める。 就学前の幼児や、小中学校に在籍する児童生徒の学校生活上の支援や環境について、教育的ニーズに応じて保護者と相談を進める。 また、成人まで切れ目のない支援を意識し、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、学校職員のほか医師や児童相談所職員等により構成された就学支援委員会で協議するなど関係部局や関係諸機関を連携等を図る。	適切な就学相談 支援の実施	教育的ニーズのある児童生徒に対し、学校生活において適切な支援や環境について検討するために就学支援委員会を含めた就学相談を実施している。	支援を必要とする児童生徒一人ひとりに合った支援の方向性を示すとともに、保護者が安心して児童生徒に合った学びの場を選択できるよう努めた。	今後も、就学相談の充実を図り、児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場を提供していく。	継続実施
教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○交流及び共同学習を推進する。 在籍する学級に関わらず、全ての児童生徒ができるだけ同じ場で学ぶ環境を目指す。机・ロッカー等の設置、名簿や座席の並び順等、行事における支援体制の構築と授業のユニバーサル化等に努める。	特別支援教育推進会議 インクルーシブ教育推進のための学校訪問	小田原市の支援教育のあり方、交流及び共同学習等について話し合うために、特別支援教育推進会議を年2回開催している。 また、教育相談員等が学校を訪問し、ユニバーサルデザインの在り方や交流学習など、各校の具体的な取組について、情報の共有を図った。	特別支援教育推進会議では、関係機関や地域の方から交流学习等について、具体的な意見をいただくことができた。 教育相談員による学校訪問で見えた各校の取組について、全校に広げることができた。	今後も各校の取組を他校へ広げるなどして、交流及び共同学習の推進を図っていく。	継続実施
教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○相談機能の整理・統合を推進する。 学校や家庭、社会生活において、様々な課題や悩みを持つ子どもや保護者、幼稚園や学校の相談を、より総合的・効率的に行えるように、関連諸機関との連携を一層図るとともに、特別支援教育相談室、教育相談指導学級、いじめや不登校に対する教育相談窓口等を整理統合した教育相談センターの設立を検討する。	教育相談センターの設立の検討	特別支援教育相談員及び心理相談員・教育相談員を配置し、特別支援教育や不登校などの様々な課題をもつ児童生徒や保護者及び教員を対象に相談を受けることができるおだわら子ども若者教育支援センター「はーもにー」を令和2年度に開設し、教育相談の充実を図った。	おだわら子ども若者教育支援センターの開設により、教育に関わる各種相談機能を一元化することができ、利用者の利便性の向上につながっている。	今後も、専門知識のある相談員の増員を検討して、教育相談事業の充実を図っていく。	継続実施
教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○関係諸機関と連携した相談体制の充実にも努める。 小中学校に、医師、理学療法士、作業療法士、巡回相談員や個別指導員等による支援教育相談支援チームを派遣し、心理・発達面を含めた専門的な助言を行い、相談体制の充実を図る。	支援教育相談支援チームの派遣	特別な教育的配慮を必要とする児童生徒への支援について、関連機関と連携するとともに、高度な知識や技能を持った専門家である医師や臨床心理士、作業療法士、理学療法士、個別指導員等を個々の事例に応じて構成した支援教育相談支援チームを学校に派遣し、支援の仕方について助言・指導を実施している。	国際医療福祉大学の作業療法士と理学療法士、市立病院の言語聴覚士などとは、連携シートを作成し、情報の共有を図るようにしたことで、より丁寧で継続的な支援につながった。	今後も、専門的な助言を継続できるように、関係機関と連携していく。	継続実施
（教育指導課） （各中学校）	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○登校支援を推進する。 教育相談員等が学校を訪問し、各校の不登校の現状や取組、校内支援室の活用状況等について聞き取り、不登校または不登校傾向のある児童生徒本人や家庭への働きかけについて、指導助言を行う。	校内支援室の設置 校内支援室指導員の配置	不登校またはその傾向にある児童生徒一人ひとりとその保護者に対して教育相談の実施や教育相談指導学級の運営、不登校訪問相談員の配置を行い、個別の課題に応じたサポートと、適切な学びの場での支援を行っている。必要に応じて学校と連携をとり、校内支援室の充実を図るとともに、専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進めている。	相談等による個に応じた支援を行っていくことで、不登校またはその傾向にある児童生徒が、本人の状況などに合わせて校内支援室や教育相談指導学級を活用することができた。	不登校の傾向として、その要因の多様化・複雑化と低年齢化があり、早期に支援を行うため、専門的人材の確保や関係機関との連携、支援体制の充実を図っていく。	継続実施
教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○インクルーシブ教育推進のため、校内体制の充実を図る。 インクルーシブ教育担当教育相談員等が学校を訪問し、インクルーシブ教育の推進にかかる市の方針を伝えるほか、各校の状況の聞き取りなどをする。 また、本市の基礎的環境整備を踏まえた日々の授業や多様な学びの設定、できるだけ同じ場で学ぶ仕組みづくりについて研修や指導助言を行う。	インクルーシブ教育推進	インクルーシブ教育の推進のため、担当の教育相談員と各校の管理職や担当教職員等が話し合う時間を確保し、インクルーシブの視点を意識した支援体制の構築を図っている。	インクルーシブ教育担当教育相談員が校内の実態に合わせた視点で助言することで、それぞれの学校に合わせた校内体制の充実を図ることができた。	今後も管理職や担当教職員と校内体制について話す場を提供していく。	継続実施
教育指導課	学校教育	共に学び共に育つための教育の推進	○支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図る。 教員が児童生徒の個別の教育的ニーズに対して理解を深め、適切な指導や支援が行えるよう、支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研究・研修の充実に取り組む。また、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりを目指す。	支援教育研修会	支援教育研修会を開催し、様々な課題や悩みを持つ児童生徒についての理解を深めるとともに、具体的な支援の方法等について習得できるようにした。	支援者としての知識や技能、役割を理解し、より丁寧な支援や指導技術の向上につながった。	今後も支援教育に関する専門性や指導力の向上を図っていく。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
学校安全課	教育施設環境	教育環境の整備	○給食調理施設・設備の整備に取り組む。 老朽化した給食調理場の維持修繕を行うとともに、学校給食センターの整備に取り組む。 また、給食用機械・設備等の更新を行い、安全・安心でおいしい学校給食を提供する。	学校給食センターの整備事業の推進	令和元年度に学校給食センター整備基本構想の策定し、建設予定地を選定した。令和2年度に整備方式を決定し、令和3年度に整備事業者の選定、整備事業者と基本協定、及び新しい学校給食センターの設計業務の契約を締結した。 令和2年度「将来に向けた小田原の教育の在り方検討委員会」において、学校給食の実施方法、施設等について検討し、将来的な食数減少を考慮しつつも、給食施設の老朽化が著しいため学校給食の提供に支障がないように、優先順位をつけて効率的に維持・修繕を実施している。 調理施設の暑さ対策として調理場にスポットクーラー、受入室にエアコンを設置する等環境を整備した。	給食施設の多くが老朽化しているため優先順位をつけて計画的にとりかかることで、学校給食に係る教育施設環境の整備が効率的に図られた。	引き続き、学校給食の提供に支障が出ないように維持・修繕については優先順位をつけながら取り組むとともに、空調設備については、整備されていない給食調理施設に計画的に整備する。	継続実施
			○校庭の改善に取り組む。 グラウンドの改修など、校庭の改善を進める。また、小田原ならではの教育環境を創出するため、学校や地域と共に小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化を進める。	校庭の整備・芝生化	芝生化されている学校等(小学校:全面芝生化2校、部分芝生化4校、幼稚園:全面芝生化5園)において、芝生の維持管理を適切に実施し、児童・園児の運動時における安全性の確保や砂塵防止に努めた。	砂塵防止や気温上昇抑止等のグラウンド環境を維持するとともに、子どもたちの運動時の安全性確保や体力向上に寄与した。	芝生化されている学校等の適切な維持管理に努めるとともに、教職員や保護者による水やり作業等が負担となっている学校について、スプリンクラーの整備を実施する。 令和4年度に、校庭の砂塵、降雨時のぬかるみ、土砂の流出等が課題となっていた三の丸小学校の校庭を芝生化するとともに、スプリンクラーを整備する。	
教育指導課	教育施設環境	学校ICT化の推進	○教育ネットワークの整備に取り組む。 校務のICT化による教員の業務負担の軽減及び学習指導要領の内容に十分対応できるよう、学校のICT環境整備の促進に取り組む。	教育ネットワークシステム整備事業	平成30年11月に教育ネットワークシステム(校務システム)を更新し、適切に維持管理を行ってきたが、令和5年10月までの契約であるため、令和3年3月から教育ネットワークシステム検討会で、次期システムの更新内容の検討を開始している。 現行の教育ネットワークシステム(校務システム)とは別に、学習ネットワークと児童生徒一人一台の端末整備を令和2年度中に行い、令和3年度から学校において、本格的な運用を開始した。	平成30年11月の教育ネットワークシステム(校務システム)の更新により、教員の業務負担の軽減及び学習指導要領の変更対応に寄与した。 令和2年度中に実施した学習ネットワークと児童生徒1人1台の端末整備により、学校ICT化の推進が飛躍的に進み、児童生徒の個別最適な学びに寄与している。	令和5年10月の教育ネットワークシステム(校務システム)の更新に向け、最適な整備ができるよう仕様等を検討する。 令和4年度は、ICTを家庭での学習に活かせるよう取組を進める。	継続実施
学校安全課	教育施設環境	学校安全の充実	○児童生徒の安全の確保に努める。 日常の安全確保、不審者等の侵入防止、侵入された場合の児童生徒の安全確保などについて、日ごろから対策を検討し、保護者、警察署等の関係諸機関、地域の関係団体等との連携を図る。 また、不審者情報等の最新情報を発信することにより注意喚起を行うとともに、日ごろから来校者へのあいさつや声かけをするなど、教職員の危機管理意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努める。 各校ではマニュアルを作成し、教職員の共通理解と組織的な指導の確立を図るとともに、万が一の事故が発生した場合の体制を整える。	安全・防犯マニュアルの作成	令和元年度に各学校において、学校・地域の特性や実情に即した学校独自の学校安全対策(危機管理)マニュアルを作成した。この中で、不審者の対応や事故、災害等の対応について定めており、万が一の場合に備えている。また、必要に応じてマニュアルの内容を更新している。	学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することに役立っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施
学校安全課	教育施設環境	学校安全の充実	○通学路の安全対策に取り組む。 平成28年度に小田原市通学路交通安全推進会議を設置し、通学路の安全確保に向けた取組方針等となる小田原市通学路交通安全プログラムを策定した。 このプログラムに基づき、PTAや自治会、警察署等との連携により各校に設置している交通安全対策協議会で、通学路の危険箇所の点検等を行い、その改善について、道路管理者等に要望していく。 また、地域の方々の協力により登下校時の見守り活動を実施する。	小田原市通学路交通安全プログラム運用 学校災害給付事業	各学校では毎年、小田原市通学路交通安全プログラムに基づき、PTAや自治会、警察署等との連携により、通学路の危険箇所の点検等を行い、教育委員会に報告し、これを受けて教育委員会は関係機関に改善要望を提出し、安全対策を図っている。 登下校中の事故については、日本スポーツ振興センター・全国市長会学校災害賠償を利用し、保護者が医療費を負担することなく、速やかに治療を受けることができるようにしている。	通学路の危険箇所を改善することにより、児童生徒の安全に寄与している。 各種保険制度を利用することにより、保護者が医療費心配をすることなく児童生徒を通院させることができる。	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施
(教総・教安部・教指)	教育施設環境	災害対策の強化	○広域避難所開設に協力する。 地震、台風、大雨等の災害時に学校が避難所となった場合は、避難所の運営について協力する。	広域避難所の開設と運営	災害時に、小中学校が広域避難所となった場合に、その解説と運営に協力し、被害が復旧するまで、市民の安全の確保を行った。	地域防災の拠点として、災害時への対応について一層の強化が図られている。	引き続き、事業を実施していく。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
教育指導課	学校教育	家庭への支援	○子育て家庭の負担の軽減を図る。 保護者の就労・経済的状況や生活環境に左右されず、子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、関係部局との連携を図りながら、子育て家庭への経済的支援に引き続き取り組む。	就学支援事業 高等学校等奨学金事業	保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金及び遠距離通学費補助金等を実施した。 経済的理由により高等学校等への修学が困難な方を支援するため、高等学校等奨学金の支給事業を実施した。	子どもの就学における保護者等の経済的負担が軽減でき、教育機会の均等を図ることができた。	就学援助制度及び特別支援教育就学奨励費：国の示す支給科目の単価増減に連動して、市も実施する。 また、申請の電子化を推進し、保護者の利便性の向上と業務の効率化を図っていく。	継続実施
教育指導課	学校教育	家庭への支援	○様々な悩みを持つ子どもや家庭への支援に取り組む。 学校だけでは対応が難しい児童生徒及び家庭への支援のため、県が配置するスクールソーシャルワーカーの活用やケース会議等の開催など、関係諸機関との連携を推進する。	県のスクールソーシャルワーカーの活用	家庭環境等が原因となって不安に思ったり、学校に登校できなくなった児童生徒に対し、ケース会議等の開催や関係機関との連携を図ることが必要な場合に、県のスクールソーシャルワーカーを派遣している。	スクールソーシャルワーカーを派遣することにより、学校だけでは対応が難しかった家庭に対して働きかけ、関係機関等とも連携して支援を行うことができた。	今後も、児童生徒及び家庭への支援のため、スクールソーシャルワーカーの活用を推進していく。	継続実施
教育総務課	学校教育	教育委員会機能の充実	○教育行政事務の管理執行状況について点検・評価する。 教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用して、教育委員会の事務事業の点検・評価を行う。 また、その結果を市議会に報告するとともに、ホームページ等で公開する。	教育委員会事務の点検 評価事業	教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、専門的な知識を有する方や家庭・地域・学校といった本市の教育行政に関わりが深く様々な視点から御意見をいただける方を選考し、実施した。 事業仕分けの手法を取り入れ、大学教授、コーディネーター、市PTA連絡協議会長の3者に依頼している。 また、教育委員と、本市教育行政の進捗について、考え方を共有する場面の1つとなっている。	教育委員及び外部有識者による様々な視点からの意見を受けることで、教育委員会事務局の事業推進に当たり、新たな気づきや後押しにつなげている。 事業所管課の自己評価と点検・評価者の評価の違いを浮き彫りにし、事業の今後の方向性について検討する機会を得ている。	引き続き、実施する。	継続実施
(教総・学安・教指)	学校教育	教育委員会機能の充実	○危機管理体制を強化する。 学校現場において、事件・事故等が発生した場合、事件・事故等対応マニュアルに基づき、教育委員会が学校と連携して問題に対応する。	事件・事故等対応マニュアル	事件・事項等が起きた場合には、マニュアルに基づき、適切に対応を行った。	学校現場において、事件・事故が発生した場合には教育委員会が学校と協力して問題に対応し、危機管理体制を強化し、教育委員会機能の充実を図っている。	今後も引き続き、適切に対応していく。	継続実施
教育総務課	学校教育	教育委員会機能の充実	○教育委員の教育現場訪問を行う。 教育委員が本市の学校の状況や教育の現状について理解を深め、その知見を教育行政の向上に活用できるよう、教育現場訪問を実施する。	教育委員の教育現場訪問	教育活動の現場視察を通じて、それぞれの学校の現状・課題および成果を把握し、学校との連携の強化を図り、教育内容の充実・向上に向けて支援を行うために、例年7月頃に教育委員の教育現場訪問を実施している。	現場視察を行うことで、その成果と課題を把握し、学校との連携の強化を図り、教育行政の向上を図ることに寄与した。 【訪問実績】 H30:22校 R1:42校 R2:42校 R3:21校 コロナにより縮小実施	引き続き、実施する。	継続実施
教育総務課	学校教育	教育委員会機能の充実	○教育現場の課題の把握に努める。 教育現場の課題を把握するため、教育委員と教職員との意見交換の場を設ける。		例年実施している教育現場訪問において、教育委員と教職員との意見交換を実施し、教育現場の課題や意見等の聞き取りを行った。	教育現場の声を聞くことで、学校や地域の実情を把握し、今後の教育行政の体制の整備及び充実に資するための必要な情報を得ることができた。	引き続き、実施する。	継続実施
教育総務課	学校教育	情報提供の充実	○教育委員会の広報活動の充実を図る。 教育委員会の活動状況や教育長の教育行政に関する考え方などを市民や保護者、学校関係者に伝えるため、本市ホームページ等を活用し、広報活動の充実を図る。	まごころ通信の発行	教育委員会の活動内容を市民、保護者、教職員へ広く周知するため、まごころ通信を作成・発行した。 また、令和3年度はコロナ禍での学校活動について、教育長の動画メッセージを臨時号として発行し、教育長の思いを発信した。	学校教育の情報提供の充実という点では、臨時号を発行するなど、効果的に広報できるタイミングを逸することなく、取り組むことができた。 【臨時号の発行状況】 R1:1回(臨時休業) R2:1回(修学旅行の中止) R3:2回(コロナ禍での学校活動)	引き続き、教育行政の発信に取り組む。	継続実施
教育総務課	学校教育	市長部局との連携強化	○総合教育会議を開催する。 総合教育会議を開催することにより、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた広い視野から、総合的に教育政策について協議・調整を進める。	総合教育会議の開催	市長と教育委員会が、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に、年2回から3回市長と教育委員会が協議・調整の場として開催した。 内容については、教育大綱の振り返りのほか、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策のほか、令和3年度には教育大綱の改定作業に取り組んだ。	市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能となった。	引き続き、開催実施する。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
教育指導課	コミュニティ・スクール	地域とともにある学校づくりの推進	○ <u>地域とともにある学校づくりを推進する。</u> 令和元年度末までに市内全ての小学校で学校運営協議会を設置し、中学校への導入を検討する。 また、学校教育のより一層の活性化を図るため、学校に地域コーディネーターを配置し、地域コミュニティ組織との連携・協働を推進する。 更に、学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に広く知らせ、理解と協力を得るために、授業参観週間(学校へ行こう週間)を設定して学校での活動を公開することや緊急情報発信システムを活用した情報発信や各校のホームページの定期的な更新等により、学校から積極的な情報発信を行う。	学校評議員制度の運用 情報公開の推進	学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、学校評議員制度を活用してきた。この制度から、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会制度への移行を進め、地域とともにある学校づくりを推進している。 各学校では、ホームページの活用等で、積極的に情報を発信している。	保護者や地域の方の多様な意見や協力を幅広く求め、学校の運営状況を周知することができた。 コロナ禍においては、授業参観が難しい時期に、ホームページ等で積極的に学校の様子を発信する等、工夫をして取り組んだ。	学校運営協議会の市内小中学校全校設置に向けて取り組んでいく。 ホームページの活用等情報発信については今後も継続して取り組む。	継続実施
教育総務課	コミュニティ・スクール	地域とともにある学校づくりの推進		学校運営協議会の設置	令和3年度までに市内全25小学校と1中学校に学校運営協議会を設置した。学校や子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決できるよう、協議会の場で議論をするとともに、委員として参加している方に地域の中で課題解決に向け取り組んでいただいており、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育に向け取り組んでいる。	学校・家庭・地域社会が一体となり、学校運営、学校・地域行事の開催に取り組んでいる。	令和6年度中に、市内全中学校へ学校運営協議会を設置する。	継続実施
教育指導課	コミュニティ・スクール	地域とともにある学校づくりの推進	○ <u>地域の教育力の活用を図る。</u> 子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制として、学校の応援団となる「小田原市学校支援地域本部」を設置し、中学校区で学校を支援する教育活動を推進する。具体的には、中学校区ごとに計画的・継続的に部会を開催し、園・学校、コーディネーター、地域のスクールボランティアが連携し、学校支援活動の充実や学生を含めたボランティアの拡充を図る。	学校支援地域本部の設置	子どもたちの健やかな成長を願い、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するため、小田原市学校支援地域本部を設置し、全ての市立幼稚園、小中学校にスクールボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を推進しながら、学校を支援する体制を整備している。	ボランティア活動の充実により、地域総ぐるみで子どもの育ちを支える体制づくりにつながっている。	子どもたちと直接かかわるボランティアは難しいものもあるが、コロナ禍だからこそ必要なボランティアもある。継続して実施していく。	継続実施
教育指導課	コミュニティ・スクール	小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進	○ <u>それぞれの学校の特色を生かす。</u> 園・学校のグランドデザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを取り入れ、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく園・学校づくりを推進する。 また、各中学校区においては、幼保・小・中・が連携して合同研究会を実施するなど地域の特性にあった共通の目標や指導方針を設定し、学習指導や生活指導の充実を図る。	未来へつながる学校づくり推進事業 「幼保・小・中連携、地域連携ウィークや地域連携デイ(仮称)」の設定	「子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくり」をめざして、学校のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かし、特色ある学校づくりを推進するため、園・学校が地域と共に構成する研究会に委託している。	各園、学校の特色を生かした学校づくりを地域と共に進めることで、小田原の子どもたちの豊かな心の育ちや生涯学習の基礎基本、社会をたくましく生き抜く力の育成に寄与している。	継続して地域とともにある学校づくりを推進していく。	継続実施
教育指導課	コミュニティ・スクール	小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進	○ <u>郷土の偉人の学習に努める。</u> 小田原にゆかりのある数多くの偉人や文化人の事績等について、社会教育施設等を活用しながら学習することで、児童生徒が自己の生き方を考えるきっかけとなるようにし、郷土に対する関心や愛情を育てる。 また、二宮尊徳翁学習については、市内の全ての小学校において、その学習の成果を市役所ロビーや尊徳記念館に展示発表するなど、広く市民に知らせていく。	二宮尊徳学習展示	二宮尊徳翁の事績を学び、郷土に対する愛情の念を醸成するため、市立全小学校の教育課程に二宮尊徳学習を位置付け、学習を展開していくうえで必要な講師への依頼や教材に関する支援を行っている。 市立小学校全児童が必ず郷土の偉人の一人である二宮尊徳翁の事績に触れ、自己の生き方を考える契機となっている。 各小学校における二宮尊徳学習の成果物を広く市民に公開している。 (令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、各校ごとに実施した。)	各校において社会や総合的な学習に時間において、重点的に郷土の偉人である二宮尊徳翁について学ぶ時間を確保できた。尊徳記念館から講師を招いて、教室の中だけでは知りえない様々な知識に出会うことができた。	コロナ禍において、令和元年度まで行っていたように各学校の成果物を市役所で展示することが良いかどうか、校長会と連携を図りながら検討をしていく。	継続実施
生涯学習課	コミュニティ・スクール	小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進		尊徳学習推進事業	尊徳記念館における学習成果の展示発表は、平成30年度から令和3年度まで、毎年9月から12月頃に行われてきた。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から4校の展示発表にとどまっているが、通常は20校以上の小学校の作品を展示発表しており、多くの学校から協力を得ている。	児童の作品を尊徳記念館に展示発表することによって、市内外の来館者が作品を目にすることができ、地域と学校が交流する機会を提供できた。	尊徳記念館での展示発表は今後も継続して実施していく。	継続実施
教育指導課	コミュニティ・スクール	小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進	○ <u>郷土学習の充実に努める。</u> 子どもたちが小田原の自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画しようとする態度や郷土を愛する心情を養う。 そのため、地域に関する学習内容を発達の段階に応じて系統化したふるさと学習の全体構想図「おだわら・はあと」を活用し、学校における郷土学習が継続的・意図的に取り組めるよう充実に図る。	自然観察会の実施	「おだわら・はあと」に基づき、各学校で地域に根差したふるさと学習を推進するとともに、郷土に対する興味関心や探求心を高め、郷土を愛する心情を養うため、小中学生向けの副読本(3冊)を発行するとともに、その活用のため自然観察会を開催している。 令和2年度(臨時休業期間)に、児童生徒の学びの継続の一助となるよう、「おだわらっ子チャンネル」を開設した。	自然観察会の実施が、参集してできなくなった令和2年度・3年度であったが、「小田原の自然」を活用した講座をYouTubeで動画配信し、小田原の自然に親しむ機会の確保に努めた。	自然観察会を継続するにあたり、庁内の類似事業と調整をしながら、子どもを集合させての観察会の在り方について検討していく。	見直し・改善
教育指導課	コミュニティ・スクール	小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進	○ <u>小田原のよさ(特性)をまとめた教材の活用に努める。</u> 児童生徒が小田原を身近に感じ、学ぶきっかけとなるための社会科副読本や理科副読本、郷土読本の内容の充実を図るとともに、小田原に関する写真や統計資料等を、各校に提供する。	副読本の作成	児童生徒が小田原を身近に学ぶために、年に1度改訂をし、できるだけ読みやすいものになるようにしてきた。その際、具体的な小田原市に関する写真や統計資料を多く取り上げ、掲載した。 H30:「郷土読本 小田原」の改訂 R1:「わたしたちの小田原」改訂 R2:「小田原の自然」の改訂 R3:「郷土読本 小田原」の改訂	各副読本は、小田原市の教育研究所のホームページにも公開し、児童生徒がデータでも閲覧できるようにし、教材の活用に幅を持たせることができた。	今後も継続するとともに、活用事例を紹介できるようにしていく。	継続実施

所属	9つの 重点方針	基本施策	事業概要 (事業目的、内容など)	主な取組例	評価・振り返り		今後の方向性	
					H30～R3年度に取り組んできた主な内容・成果	取組の成果が重点方針に寄与した点	今後の事業展開	方向性
教育総務課	コミュニティ・スクール	子どもの居場所づくりの推進	○児童に学習支援と体験活動を提供する。 児童が地域社会の中で心豊かに健やかに育まれることを目的に、放課後の安全・安心な児童の居場所として、放課後子ども教室を設置する。 また、教員経験のあるスタッフ等により学習支援を行うほか、地域の方々やボランティアと連携し、体験活動やスポーツ活動、文化活動等を実施する。 更に、生活困窮世帯の中学生等を対象に学習支援を行うなど、その居場所として社会性や協調性を育む支援を実施する。	放課後子ども教室推進事業	令和元年度までに市内全25小学校で開所し、継続して実施する体制を整えた。また、一部の学校で放課後児童クラブとの連携による一体的運営を試行した。 しかし、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、放課後児童クラブの機能を兼ねている片浦小学校放課後子ども教室以外は実施を見送っている。	令和2年度・3年度は、コロナ禍のため実施ができなかったが、令和元年度に全小学校で、地域の大人の協力がある放課後の子どもの居場所の設置ができた。	改めて全小学校で実施する体制を整えるとともに、放課後児童クラブとの連携を強め内容を充実させる。	継続実施
				地域の見守り拠点づくり事業 情報発信支援事業 プレイパーク事業	地域で子どもを見守り育てるという理念のもと、子どもの第3の居場所として、地域の「子ども食堂」や「居場所」づくりの支援を行った。 情報発信支援事業については、令和2年度・3年度とコロナ禍においても継続し発行経費等への補助を行った。 プレイパーク事業は市民協働型式により、市内市民団体とともに、市内公園で事業を展開し、子どもの遊び場としての機会の提供を行った。	子どもの居場所づくりについては、小学区毎の居場所づくりの支援を行ってきた。 情報発信支援事業についても、印刷物の消耗品等の支援を行っている。 【見守り拠点箇所数】 H30:9地区・10箇所 → R3:14地区・15箇所	地域の見守り拠点づくり事業等については、支援の方法等の見直しを考えている。 特にプレイパーク事業については、協働事業の在り方を見直していく。	見直し・改善
				学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、委託先である「NP O法人子どもと生活文化協会」主導で、貧困の連鎖防止に向け、生活困窮世帯(生活保護世帯含む)の子どもに対し、学習段階に応じた学習支援や保護者への進学助言を実施している。 令和2年度からは、支援対象者を小学4年生以上に拡大したほか、令和3年度からは、各月の毎週土曜日の開催に加え、月に2回程度、平日夜の開催とした。 令和3年度実績は、延べ実施回数56回(うち平日夜10回)、延べ参加人数383人(うち小学生10人)であった。 同事業の成果として、毎年、中学3年生の受験生全員が高校に進学している。	学校や家庭についての相談を受けており、子どもの居場所づくりとしての機能を果たした。 中学生から継続参加する高校生については、支援員との信頼関係が構築されており、学校や生活の相談を受け、中退を予防している。更に、大学進学や資格取得等の助言を行い、将来の自立に向けた支援を行うことができた。	引き続き、子どもの居場所づくりの推進に取り組む。	継続実施
教育総務課	教育施設環境	教育環境の整備	○学校施設の計画的な整備に取り組む。 子どもたちに安全・安心で質の高い教育の場を提供するため、学校施設や教材の整備を進める。 平成26年2月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、老朽化により雨漏りや外壁の落下等、緊急度の高い修繕を早期に実施するとともに、学校施設の維持管理を行う。 また、複合化や統廃合を含めた公共施設全体の適正配置に取り組む公共施設再編基本計画の策定と整合を図りながら、学校施設の「中長期整備計画」の検討・策定を行う。 更に、子どもたちを地震による落下物や転倒物から守り、。災害時の避難場所として使用するため、天井材や内装材、照明器具等の非構造部材の耐震化を進める。	学校教材整備・管理事業	学校で使われる教材を整備することは、子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であることから、各学校の実情に合わせた予算を配当することで、その充実を図ることができた。	学校教材の整備を進めることで、子どもたちに安全・安心で質の高い教育の場を提供し、学校の教育環境整備に寄与した。	引き続き、教育環境整備の充実を図っていく。	継続実施
学校安全課	教育施設環境	教育環境の整備		中長期整備計画の検討・策定 非構造部材の耐震化	「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、平成30年度に策定された「公共施設再編基本計画」と整合を図った上で、令和2年12月に「小田原市学校施設中長期整備計画」を策定した。 教育環境の維持管理については、緊急度の高い修繕を優先的に実施するとともに、非構造部材である屋内運動場の照明について、年3校から6校で落下防止対策と自重の軽いLED器具に改修する耐震化工事を実施し、現在、21校の改修が完了している。	中長期整備計画において、本市の教育環境の目指すべき姿と基本的な考え方を設定することで、計画的な学校施設の整備に寄与した。 子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するとともに、地震による落下物から子どもたちを守り、避難場所としての安全性の確保に寄与した。	「小田原市学校施設中長期整備計画」で掲げる、今後5年間の実施計画に基づき、子どもたちが安心して生活を送ることができる環境整備を継続して実施する。	継続実施
学校安全課	教育施設環境	教育環境の整備	○学校施設の有効な利活用や複合化について検討する。 児童生徒の減少に伴う空き今教室を地域コミュニティ組織における地域拠点として利用するなど、学校施設の複合化を考慮した利活用について検討する。	学校施設の有効な利活用の検討	令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画」の中で、公共施設との複合化について検討する方針を示した。 空き教室の地域利活用として整備された「プラザ」に変わり、地域政策課が「地域コミュニティ」の活動場所として計画的に整備することに協力するとともに、目的外使用として6校で許可を出している。	地域コミュニティにおける活動場所として利用されることで、学校施設の有効活用に寄与した。	「小田原市学校施設中長期整備計画」で掲げる、今後5年間の実施計画に基づき、近接する他の公共施設との複合化について検討する。	継続実施
学校安全課	教育施設環境	教育環境の整備	○空調設備の整備に取り組む。 学校施設への空調設備の整備については、平成25年度をもって全小中学校の保健室及び管理諸室(職員室・校長室・事務室)へのエアコン設置及び普通教室への扇風機の設置が完了し、今後はパソコン教室等、特別教室へのエアコン設置を進める。	特別教室への空調設置	特別教室については、1校当たり4教室程度設置することを基本として計画的に整備しており、令和3年度末時点で、4分の1程度の学校で整備が完了している。 平成30年度の猛暑を受け、令和元年7月稼働を目途に全小中学校の普通教室、特別支援教室、登校支援教室にエアコンを設置した。	子どもたちの安全を守るとともに、授業に集中できる環境の整備に寄与した。	特別教室への空調設置について、継続して整備を実施する。	継続実施
学校安全課	教育施設環境	教育環境の整備	○学校トイレの改善に取り組む。 子どもたちが気持ちよくトイレを私用できるとともに、災害時における学校施設の役割を考慮しながら、便器の様式化など、トイレの環境改善を進める。	トイレの環境改善	平成30年度末に「適正便器数の80%以上」の洋式化を達成した。 令和元年度以降の学校トイレの改修は、便器を洋式化するだけでなく排水管の更新等を含めた環境改善とするとともに、必要に応じて、部分的に洋式化を実施している。	子どもたちが安心して使用できるトイレの環境改善に寄与した。	令和元年度以降の改修方針に基づき、子どもたちが安心して使用できるトイレの環境改善を踏まえ、優先度の高いものから計画的に進める。	継続実施

	小田原市学校教育振興基本計画 平成25～29年度	小田原市学校教育振興基本計画 平成30～令和4年度	小田原市教育振興基本計画(原案) 令和5～9年度
キャッチフレーズ	未来を拓くおだわらっ子	未来を創るおだわらっ子 命・地域・信頼	P(今後調整)
計画の策定にあたって	1 計画策定の趣旨/2 計画の範囲/3 計画の位置付け/4 計画の対象期間	1 計画策定の趣旨/2 計画の範囲/3 計画の対象期間/4 計画の位置付けと他の計画との関係性	1 計画策定の趣旨/2 計画の範囲/3 計画の対象期間/4 計画の位置付け
策定の背景	1 社会状況の変化 (1)少子化の進行 (2)家庭・地域の教育力の低下 (3)進む国際化 (4)高度情報化 (5)環境問題の深刻化	1 社会状況の変化 (1)少子化の進行 (2)家庭・地域の教育力の低下 (3)進むグローバル化 (4)高度情報化 (5)環境問題の深刻化 (6)障害者差別解消法の制定 (7)子どもの貧困への対応 (8)オリンピック・パラリンピックの開催 (9)学習指導要領の改訂	1 社会状況の変化 (1)新型コロナウイルス感染症の影響 (2)少子高齢化の進行 (3)SDGsの実現 (4)社会のグローバル化 (5)共生社会の実現 (6)デジタル化社会 (7)環境問題の深刻化と脱炭素社会
	2 教育をめぐる現状 (1)学力の状況 (2)体力・運動能力の状況 (3)教育相談の状況 (4)いじめの状況 (5)不登校の状況 (6)学校施設の状況	2 教育をめぐる現状 (1)学力の状況 (2)体力・運動能力の状況 (3)教育相談の状況 (4)いじめの状況 (5)不登校の状況 (6)支援教育の状況 (7)学校施設の状況	2 教育をめぐる現状と課題 (1)学力、体力・運動能力 (2)学校生活 (3)支援教育 (4)ICT活用教育 (5)学校施設 (6)幼児教育・保育 (7)家庭・地域の教育力 (8)生涯学習 (9)多彩な文化 (10)文化・スポーツ施設
基本目標		1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり 2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり 3 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり	1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり 2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり 3 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり 4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり
目指す姿	【小田原市がめざす子どもの姿】 3つの心と3つの力を持った「未来を拓くたくましい子ども」 ○生きる土台としての確かな学力を持った子ども ○多くの人々との関わりで育まれる豊かな心を持った子ども ○元気な心と健やかな体を持った子ども ○郷土を愛し、大切にしたい心を持った子ども ○おだわらっ子の約束を実践する子ども	【小田原市の目指す子ども像】 「未来を創るたくましい子ども」 ○自ら考え表現する力 ○命を大切にしたい心 ○健やかな心と体 ○ふるさとへの愛 ○夢への挑戦	【小田原市の教育が目指す人間像】 「生涯の学びを通じて成長し、幸せな地域社会を創る人」 ○自ら考え表現する力 ○命を大切にしたい心 ○健やかな心と体 ○ふるさとへの愛 ○夢への挑戦
役割・姿勢	【学校、家庭、地域・社会、行政の基本的な役割】 ○家庭の役割 ○学校の役割 ○地域・社会の役割 ○行政の役割	【子どもの育ちを支える姿勢】 ○命：子どもの命を最優先に守ります ○地域：地域ぐるみで、子どもを育てます ○信頼：互いに信頼しあえる関係を築きます	【基本姿勢】 ○誰ひとり取り残さない学び ○地域資源を生かした学び ○公民連携による学び 【子どもの育ちを支える姿勢】
基本方針	1 社会を生き抜く力の養成 2 小田原ならではの教育スタイルの確立 3 教育環境の整備・改善・充実		

※ 赤字は前計画からの変更点

【基本目標】

一人ひとりの命を尊重し、
豊かに伸ばすひとづくり

地域ぐるみで取り組む
教育環境づくり

多様性を認め、生かしていく
教育のまちづくり

生涯学び、活躍する社会を
築く環境づくり

教育大綱(改定素案)

【目指す子ども姿】

未来を創るたくましい子ども

自ら考え表現する力

命を大切にする心

健やかな心と体

ふるさとへの愛

夢への挑戦

【子どもの育ちを支える姿勢】

命

地域

信頼

【重点方針】

学ぶ力

豊かな心

健やかな体

関わる力

家庭教育支援

幼児教育・保育

学校教育

地域とともにある学校

教育環境整備

学校教育を教育に変更したこと
による追加項目(重点に含める)

- 図書館サービスの充実
- 文化芸術の振興
- 文化交流の推進
- 図書館サービスの充実
- 生涯学習の振興
- 小田原城などの整備・活用
- 文化財の保存と活用
- 歴史まちづくりの推進
- 郷土についての学びの推進

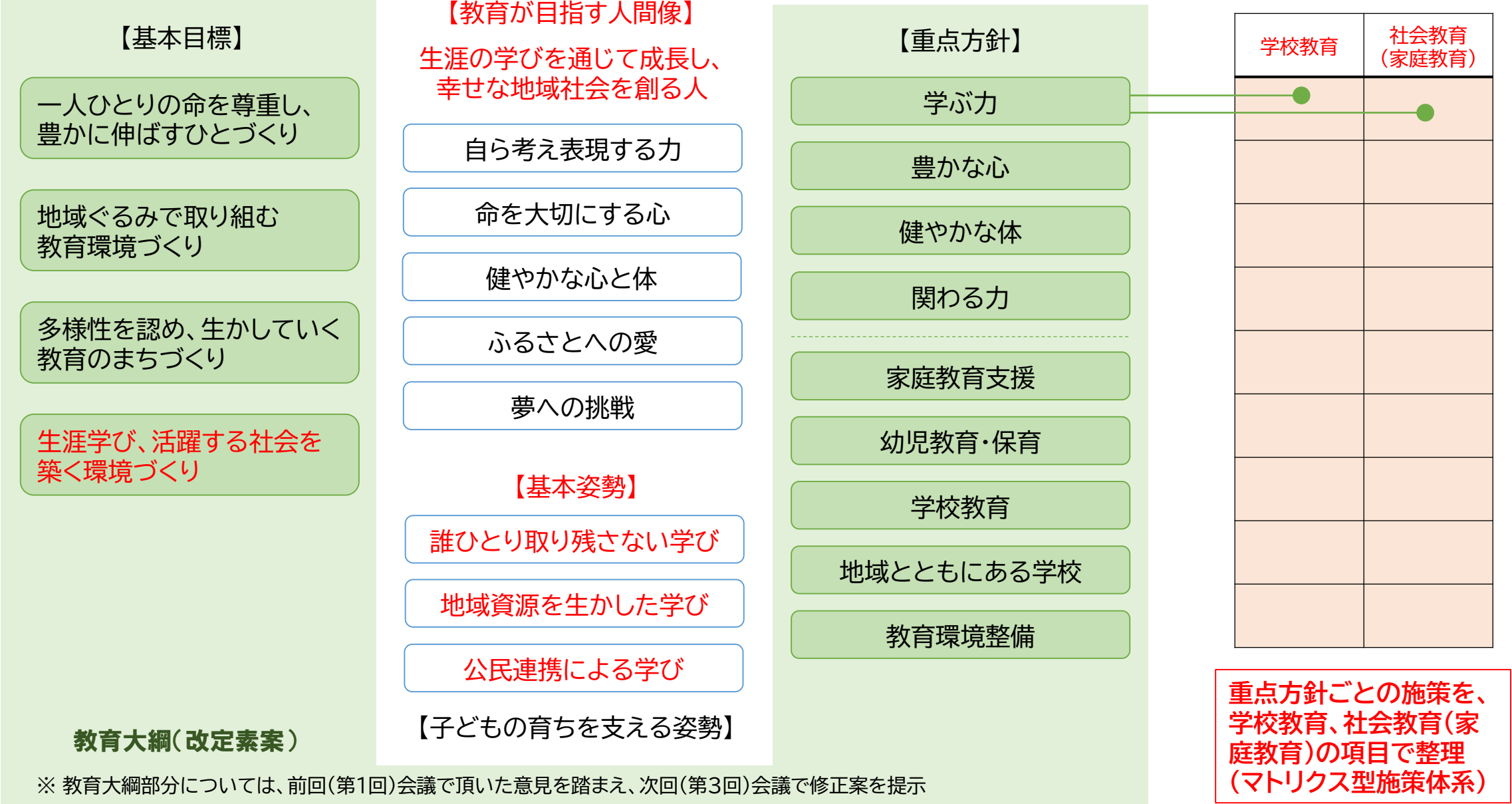
- 生涯スポーツの振興

- 生涯学習の振興

- 生涯スポーツの振興
- 小田原城などの整備・活用
- 文化財の保存と活用
- 歴史まちづくりの推進
- 郷土についての学びの推進

上記以外に、第6次総合計画・
重点施策を踏まえた追加項目あり

学校教育を教育に変更したことによる対応



小田原市教育振興基本計画（原案）

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、平成 18 年 12 月の教育基本法の改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画を策定しました。それに伴い、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にして地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することになりました。

本市では、平成 15 年に策定した小田原市学校教育推進計画「おだわらっこ教育プラン」の成果等を踏まえ、第 1 期の「小田原市学校教育振興基本計画」を平成 25 年に策定するとともに、平成 28 年に策定した本市の教育の理念となる「小田原市教育大綱」を踏まえ、第 2 期の「小田原市学校教育振興基本計画」を平成 30 年に策定してきました。

第 3 期の「小田原市教育振興基本計画」では、急速に進む少子高齢化、社会のグローバル化や絶え間ない技術革新、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など、社会を取り巻く環境変化への対応のほか、国の第 4 期教育振興基本計画の審議の方向性も参考にしながら、令和 5 年度からの 5 年間に取り組む施策を明確にし、教育の一層の推進を図ってまいります。

なお、これまでの本市の教育大綱や学校教育振興基本計画は、子どもの育ちや学校教育に焦点をあててきましたが、人生 100 年時代を見据えた「生涯の学び」という視点がますます重要なものになることから、第 3 期の「小田原市教育大綱」では生涯を通じた学びの視点を加えることとし、これを受けて、「小田原市教育振興基本計画」は、教育委員会の所管する事務を中心とした学校教育に関わる内容だけではなく、生涯を通じた学びまでの幅広い教育振興の計画とします。

2 計画の範囲

本市の学校教育から生涯を通じた学びまでの幅広い教育の振興に必要な施策の基本計画とします。

3 計画の対象期間

小田原市教育振興基本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

4 計画の位置付け

- 教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として、小田原市教育大綱と「おだわらっ子の約束」を理念として策定します。
- 国の教育振興基本計画及び神奈川県のかながわ教育ビジョンを参酌しながら策定します。
- 第 6 次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」を踏まえた計画とし、関連する計画との整合を図りながら施策を推進します。

Ⅱ 策定の背景

1 社会状況の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は、我が国でも猛威を振るい、全国的な外出自粛の要請や小中学校の臨時休業に伴う学習問題を始め、社会や地域経済等の多方面に大きな影響を及ぼしてきました。新型コロナウイルス感染症は、単に人々の命を危険にさらすだけでなく、生活様式や価値観にも変化をもたらしています。ソーシャルディスタンスやマスク着用といった感染対策を日常的に取り入れながら、この感染症とともに生活していくウィズコロナの姿勢が求められています。

加えて、コロナ禍を契機として、人々の働き方も見直されはじめ、在宅勤務やリモートワークなどの新しい働き方の普及が急速に進んだことから、大都市への一極集中の流れも変化しつつあり、地方回帰への関心が高まりをみせています。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症から市民の命と暮らしを守る取組を最優先に置き、社会変容への対応も的確かつ迅速に対応していくことのできる、ポストコロナ時代を見据えた取組が求められています。

(2) 少子高齢化の進行

日本の総人口は本格的な減少局面を迎え、併せて平均寿命の延伸と団塊の世代の高齢化により、高齢者の割合は急速に増加しています。人口減少や少子高齢化の進展により、経済の縮小や労働力の減少、社会保障費の増加や地域コミュニティの衰退など、社会生活における様々な場面に影響を与えることが懸念されています。

本市の小中学校の児童生徒数の推移を見ても、昭和57年の26,619人をピークに減少を続け、令和4年度は12,792人と40年間で約52%の減、この10年間の推移を見ても約16%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する5年後の児童生徒数は11,350人で11.3%減となる見込みで、今後も少子化が進行していくことが想定されます。

今後も引き続き、国や県と問題意識を共有しながら、地域の特性に合った住み良い環境を確保し、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）の実現

SDGsは、多様化する国際課題の解決と持続可能な社会の実現のため2015年の国連サミットで採択された世界共通の目標であり、2030年を達成年限として17のゴールと169のターゲットで構成されています。これを受け、日本を含む各国においても、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指すための取組を推進しています。

本市では、令和元年7月に、国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、人の力を重視し、現場での実践と学びを循環させる取組や、SDGsの理念に賛同した企業や団体等の「おだわらSDGsパートナー」と協力した取組により、様々な課題解

決に取り組んできました。

教育分野においては、「質の高い教育をみんなに」を達成するため、すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することを目指しています。特に、子どもの貧困が社会問題となる中、経済的格差や学力格差の負の連鎖を断ち切り、あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせるために、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、学びを続けられる環境を整備するとともに、教育の機会均等を推進する取組が求められています。

(4) 社会のグローバル化

情報通信技術の進展や交通手段の発達などにより、人・モノ・情報の国際的な移動が活性化され、容易に行き交うようになり、あらゆる分野での国際的な関わり合いが、より一層密なものになり、世界が身近なものに感じられるようになってきています。

本市においては、在住外国人が令和4年3月時点では57か国・2,589人と前回の計画策定時と比較し増加しており、学校における外国籍の子どもの数についても、近年増加傾向となっています。

こうした社会や経済のグローバル化に伴い、グローバルな視野を持ち、世界で活躍する人材を育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深めつつ共生していくことが求められる一方で、地域社会に目を向け、郷土を愛し、豊かな地域社会の発展に貢献できる人材の育成も求められています。

(5) 共生社会の実現

現代の成熟社会においては、個人の個性や価値観が尊重され、多様な文化や価値観に触れる機会が増えています。年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、尊厳のある個人として尊重され、互いにその人らしさを認め合いながら、分け隔てられることなく、ともに支え合いながら生きる「共生社会」の構築が求められています。

地域においては、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、「誰もが支え・支えられるものである」という考え方のもと、地域課題を「自分ごと」として捉え参画し、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みづくりを目指していく必要があります。

(6) デジタル化社会

ICT（情報通信技術）の普及と発達が飛躍的に進み、医療や教育をはじめとした様々な分野で利活用が進められています。国では、多様な課題への対応や経済成長に向け、社会経済活動全般のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を新しい日常の原動力として位置付けています。

本市においても、国が定める方針等を踏まえ、デジタル技術を最大限に活用しながら、誰一人取り残さないデジタル化によるまちづくりを推進することで、行政業務の生産性や市民生活の利便性の向上などを図り、持続可能で活力のある豊かな未来社会の実現を目指しています。

教育現場においても、国のGIGAスクール構想をはじめとした急速なデジタル化への対応

が進んでおり、一人ひとりの多様な状況やニーズに対応した取組を進展させ、デジタルの良さを実感できるよう目指していく一方で、実際の活動や体験を通して得られる喜び、リアルな体験を通じた学びの価値も再認識した上で、「デジタル」と「リアル」の最適なバランスを意識した、コロナ禍の教育や学習の在り方について考えていくことが必要となっています。

(7) 環境問題の深刻化と脱炭素社会

地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の多発、福島第一原発の事故を契機に問われるエネルギー問題など、現代を取り巻く様々な環境問題は、世界的な規模でその深刻さを増しています。

本市では、地球温暖化対策として、低公害車や太陽光などの新エネルギーの普及啓発や、資源のリサイクル促進のための、ごみの分別の細分化や指定ごみ袋制度の導入等に取り組んできましたが、令和元年度(2019 年度)には、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明し、公民連携により、脱炭素社会の構築に向け取り組んでいます。

良好な環境を将来にわたり引き継いでいくためには、市民・企業（事業者）・行政がこれまでに以上に協力し、脱炭素社会を目指して環境に配慮した行動をとることが求められています。

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 学力、体力・運動能力

令和3年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数・数学で実施され、本市は小中学校ともにすべての教科で全国・県平均と同程度の結果となりました。令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業が行われたこと、学校再開後も感染対策を講じた上での教育活動になったことにより、これまでの調査との経年変化を捉える際には、単純比較できない側面もあることを踏まえながら、今後も引き続き指導の充実を図り、学力の定着を図っていくことが求められます。

また、令和3年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、体力合計点の平均値が、小学校においては、男女とも全国平均には至らないものの、男子は県平均と比較して同程度であり、女子については県平均を上回る結果となりました。中学校においては、男女とも全国平均には至らないものの、県平均と同程度の結果となっています。

(2) 学校生活（教育相談・いじめ・不登校）

小中学校においては、不登校、いじめ、発達の課題、コミュニケーション能力の低下、基本的な生活習慣や規範意識の育成、家庭環境の問題についてなど、多様化・複雑化する悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員等への相談体制の充実が求められています。令和2年度からは、乳幼児期から学齢期・青壮年期における相談支援機能を集約した施設である「おだわら子ども若者教育支援センター『はーもにい』」を開設し、主として支援に関する教育相談を行っていますが、相談件数は年々増加しています。

いじめ問題は、今日の著しい社会状況の変化の中で、多様化・複雑化しています。インターネットを通じたいじめなど、様々な形態のいじめに対応するためには、学校・家庭・地域との

さらなる連携が必要になっています。

本市の不登校児童生徒の出現率は、全国・県の平均値をほぼ毎年上回っており、平成 24 年度以降は小中学校ともに増加傾向にあります。不登校の背景として、学校における人間関係の課題や家庭環境等、様々な要因が複雑に絡み合うケースが増加しており、支援の難しさにつながっています。

(3) 支援教育

本市では、障がいがあるないに関わらず、子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことにより、すべての子どもたちが自らの幸せを実感できるようにするという考えのもと、支援教育に取り組んできました。

特別支援学級在籍児童生徒数については、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間で 2 倍以上（233 人→570 人）、直近 5 年間で約 200 人増となっており、特別支援学級の障がいの様態も多様化しています。また、通常の学級においても、個別の教育的ニーズのある児童生徒に十分な対応を行うための更なる人的配置が必要となっています。

今後も、教職員等の指導力の向上とともに、校内支援体制の充実を図り、学校と関係諸機関との連携を密にし、これまで以上に幅広い視野に立った専門性や、より迅速で適切な指導・支援が可能な体制を確立していくことが求められています。

(4) ICT活用教育

国が提唱する G I G A スクール構想に基づき、本市の小中学校においても、令和 3 年度から児童生徒一人 1 台の端末環境による I C T を活用した教育を進めています。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、児童生徒一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と、一人ひとりの考えをお互いにリアルタイムに共有し、子ども同士で多様な意見に触れることができる「協働的な学び」の一体的な充実の実現に向けて努めていかなければなりません。

また、技術革新の進展に伴い、容易に情報を入手し、発信することが可能となり、インターネットやスマートフォン通じたコミュニケーションが更に進む一方で、有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応も課題となっています。子どもたちには、得られた情報のみにとらわれることなく、情報の真偽を見極めて主体的に考え、正しく判断するためのリテラシー教育や、インターネットやスマートフォン等の利用マナーを身に付けるための家庭でのルールづくりや学校における情報モラル教育の充実も望まれています。

(5) 学校施設

本市では、児童生徒の数が急増した昭和 40 年代から 50 年代にかけて、小中学校の新設や校舎の増築・鉄筋化が進められました。当時の整備から 30～50 年を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行しており、厳しい財政状況の中で、施設の長寿命化改修や建替えが、大きな課題となっています。

加えて、国が取りまとめた「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」も踏まえながら、学校施設の適正規模や適正配置の考え方と併せて、子どもたちにとって望ましい教育環境についての検討を進めていく必要があります。

(6) 幼児教育・保育

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担い、小学校以降の生活や学習の基盤をつくる上でも重要なものです。家庭や地域の教育力の低下が指摘される現在、保護者の子育てに対する考え方・幼児教育に対するニーズの多様化に伴い、幼稚園・保育所に求められる教育・保育の役割も増大しています。

そのため、幼稚園・保育所において、社会性の基礎の習得や基礎体力の向上が図れるよう、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実とともに、幼児期の教育を小学校の教育へ円滑に接続できるように、家庭や小学校との連携をより一層図りながら、子どもの育ちを支えていき、幼児教育・保育の質の向上に取り組むことが望まれています。

(7) 家庭・地域の教育力

本市の1世帯あたりの人数は減少が続いており、令和2年度では2.31人となっています。総人口が減少する一方で世帯数は増加しており、核家族世帯が増加しています。また、0歳から14歳の年少人口も減少傾向にあり、18歳未満の世帯員がいる三世帯世帯も減少し続けています。

こうした、核家族化や少子化の進行により、子どもたちにとって祖父母世代の経験からの学びや兄弟姉妹でせつたくまする機会は著しく減少しており、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場である家庭での子育てや教育の在り方について見つめ直す必要があります。

加えて、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事への積極的な参加や、一緒に遊び、勉強を教えてもらうなどの身近な遊びの場や子どもの居場所づくり等、子どもの育ちを地域が一体となって支えていく取組が求められています。

(8) 生涯学習

医学の進歩、医療体制の充実、生活水準の向上などにより、平均年齢が著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測されています。この長い年月をすべての市民がより充実したものとし、賢く楽しく生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより「生活の質」を高めていくことが大切であり、幼児教育から学校教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習の重要性が一層高まっています。

このような社会状況の中で、本市においても、生涯学習が果たすべき役割がこれまで以上に大きくなっていくことを認識し、地域の課題解決に向けた学びや担い手育成のほか、生涯学習の機会や情報提供を充実させることにより、だれもが、いつでも、どこでも学ぶことのできる環境を整えていくことが求められています。

(9) 多彩な文化

小田原は、温暖な気候と豊かな自然環境、首都圏へのアクセスに優れた交通利便性の下、史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史的・文化的資源、地場産業やなりわい、市民の豊かな文化活動が融合し、多彩な小田原ならではの文化を育んできました。

令和3年度に策定した小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画では、文化を振興することは市民一人一人の感性を育むことにとどまらず、人づくりや地域づくりなど社会の基盤を形成するものであり、観光・教育・福祉・産業など様々な分野との連携を進めていくこととしています。

今後、子どもたちをはじめ市民が多彩な文化を体験できる環境づくりや、新たな文化活動への支援策を検討する必要があります。また、令和3年度にオープンした小田原三の丸ホールは、文化・芸術の拠点であるとともに、まちの賑わいに資するような施設の運営が求められています。

(10) 文化・スポーツ施設

市民一人ひとりが心豊かに暮らせるまちとするためには、文化・芸術・スポーツ活動が継続的に行える拠点や環境が重要になります。施設については老朽化が進行しており、施設の利用状況を踏まえた効率的な管理運営と計画的な改修を行いながら、将来を見据えてソフトとハード両面からその在り方について検討していくとともに、デジタル技術を活用しながら、知り・学ぶ機会を充実させていくことが求められています。

Ⅲ 基本目標

本市の教育の根本となる「小田原市教育大綱（改定）」に掲げる基本目標を、本計画の基本目標として位置付けます。

※ 以下の内容は、第1回有識者会議で示したものであり、各委員からいただいた意見等を反映したものを、第3回（7月）会議でお示しする予定です。

1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

- ひとそれぞれの命を尊重し、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことを教育施策の目標として、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。
- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭や地域全体で生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を育むため、家庭教育の支援の充実を図ります。
- それぞれの成長発達の段階に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、適時適切な対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策に反映させていきます。

2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

豊かで輝かしい未来をつくるため、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくりま

- 教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではないという認識の下、教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場の在り方、求める人間像、教育を支える社会の在り方について、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- 全ての市民が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。

3 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め合い、伸ばし、生かしていくとともに、デジタル化社会に向けた教育を推進します。また、幅広い分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、社会力を育む小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

- ひとそれぞれが持つ個性や多様性を認め、それを伸ばし、生かしていくことで、一人ひと

りが充実した人生を送り、より良い地域社会を創るための社会力を育みます。

- 障害のあるなしに関係なく、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育の実現を目指し、ひとそれぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な教育活動を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、ＩＣＴを活用していきます。
- 森里川海が「ひとつらなり」となった自然豊かな小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行い、たくましい心と体、郷土を愛し大切にすることを育みます。
- 二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を生かした教育を行います。
- 小田原の地域ごとの歴史・文化、街並み、産業構造、住民気質を「多様性」として捉え直し、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に生かします。

4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

人生100年時代を迎えるにあたり、社会課題を解決しながら、一人ひとりが心豊かに暮らせるため、誰もが学び続け、活躍することできる環境をつくります。

- 小田原三の丸ホールを中心に、市内各所で子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・芸術に触れる機会を創出していきます。
- デジタル化などにより図書館の利便性を向上させるほか、多様な学習の機会を情報の提供を通じて、市民が主体となった学習活動を推進し、生涯学習の振興を図ります。
- 誰もが身近にスポーツができるよう、市民が主体となったスポーツ振興を促進するとともに、スポーツ施設の在り方を検討し、整備を進め、生活の中にスポーツを浸透させます。

IV 小田原市の教育が目指す人間像

第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」に掲げるまちづくりの目標のひとつ、「生活の質の向上」に資するとともに、Ⅲ基本目標に掲げる、教育に係る人づくり、環境づくり、まちづくりを実現していくために、小田原市の教育が目指す人間像を次のとおり設定します。

目指す人間像 生涯の学びを通じて成長し、幸せな地域社会を創る人

これからの変化の激しく、先の見通しが不透明な社会で、一人ひとりが幸せに暮らしていくためには、生涯の学びを通じて、それぞれの存在を認め合い、そして、それぞれの可能性を最大限に発揮して、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」を身に付けることが必要です。

そのために、これまでの学校教育振興基本計画に位置付けてきた目指す子ども像に係る5つの項目を、生涯の学びの観点から大人たちにも拡張し、全世代が学びによって成長できるように教育環境を整えます。

(1) 自ら表現する力

変化の激しい社会をたくましく生き抜くためには、学ぶことの楽しさを実感し、自ら進んで学習に取り組む習慣を身に付けることや、基礎的・基本的な知識・技能等を活用し、見出した課題を解決していくことが必要です。そのため、必要な情報を選択し、結論を導き出すために自ら思考し、判断し、表現する力を育みます。

(2) 命を大切にすること

共生社会の中で、一人ひとりが幸せに生きていくためには、多様性を認め、互いに信頼しあい、自他の命や人権を尊重することが必要です。そのため、共感したり感動したりする体験を重ね、命を大切にする心を育みます。

(3) 健やかな心と体

困難に直面しても、自分らしく乗り越えていくためには、心身ともに健康であることが必要です。そのため、生活習慣を確立し、自分にとって望ましい食習慣と運動習慣を身に付け、健やかな心と体を育みます。

(4) ふるさとへの愛

グローバルな社会で、多くの人と関わり活躍していくためには、まずは身近な地域で多様な人々と主体的に関わりあう経験をする必要があります。そのため、郷土の自然・歴史・文化や人々の営みに触れ、自己形成の土台の一つとなるふるさとへの愛を育みます。

(5) 夢への挑戦

人間が成長していくためには、夢や目標を持ち、その実現に向けて粘り強く努力しつづけることが必要です。そのため、自分の可能性を信じ、夢へ向かって挑戦する心を育みます。

V 基本姿勢

小田原市の教育が目指す人間像の実現に向けては、これまで取り組んできた教育を大切にしながら、3つの学びに関する姿勢と子どもの育ちを支える姿勢を基本として教育施策を展開していきます。

教育施策全体を通じて、このまちに住んでよかった、住み続けたいと感じる、郷土愛と誇りの持てる小田原を形成し、その魅力の発信を通じて、国内外の人たちが行ってみたい、住んでみたいと憧れる「世界が憧れるまち“小田原”」の実現につなげていきます。

(1) 誰ひとり取り残さない学び

ひとそれぞれが持つ個性や多様性を認め、それを伸ばし、生かしていくために、デジタル技術も活用しながら、誰もが学びの機会に平等にアクセスでき、十分に学ぶことができる環境を整える誰ひとり取り残さない学びを推進します。

(2) 地域資源を生かした学び

森里川海が「ひとつらなり」となった豊かな自然環境、長い歴史の中で先人より継承されてきた文化・伝統産業、市民力や地域力といった人の力などの多様な地域資源を生かしながら、小田原ならではの学びを推進します。

(3) 公民連携による学び

地域社会が抱える課題が高度化・複雑化し、行政経営資源だけで適切かつ速やかな課題解決を図ることが難しくなりつつある中、これまで培ってきた市民や地域との協働を前提として、独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者とも連携し教育施策を展開します。

【子どもの育ちを支える姿勢】

命・地域・信頼をキーワードに、子どもを取り巻く学校・家庭・地域社会・行政が、子どもの育ちを支える姿勢を大切にします。

- 子どもの命を最優先に守ります。
- 地域ぐるみで、子どもを育てます。
- 互いに信頼しあえる関係を築きます。